

第8次旭川市総合計画  
基本計画  
【改定版】

令和5年（2023年）12月  
旭川市

## 目次

1 第8次旭川市総合計画の見直しに当たって	1
-----------------------	---

### 第8次旭川市総合計画 基本計画

1 基本計画の趣旨	3
2 基本計画の期間	3
3 第8次旭川市総合計画の体系	4
4 都市像の実現に向けての重点テーマ	6
5 基本政策	9
基本政策1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり	9
基本政策2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	11
基本政策3 互いに支え合う福祉の推進	13
基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進	15
基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり	18
基本政策6 魅力と活力のある産業の展開	21
基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	23
基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築	25
基本政策9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	27
基本政策10 安心につながる安全な社会の形成	29
基本政策11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり	31
基本政策12 広域連携によるまちづくり	33
基本政策13 機能的で信頼される市役所づくり	35
6 都市づくりの基本方策	37

### 総合計画の推進について

1 P D C Aサイクルについて	40
2 推進計画について	41
3 総合計画を推進するための横断的な視点	41
4 S D G s（持続可能な開発目標）と総合計画の関係について	44

### 資料編

1 成果指標一覧	53
2 基本計画の見直しに係る主な経過	60
3 旭川市総合計画審議会	61

## 第8次旭川市総合計画の見直しに当たって

第8次旭川市総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画であり、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」とその都市像の実現に向けた中長期的なまちづくりの方向性を示しています。

第8次旭川市総合計画における基本構想及び基本計画の期間は、いずれも平成28年度からの12年間ですが、基本計画については、実効性をより高めるため、社会経済情勢の変化等を踏まえて原則4年ごとに見直すこととしており、第2期目の見直しの時期となる令和5年度に、基本計画の見直しを実施しました。

基本計画の見直しに当たり、まず、第8次旭川市総合計画に掲げた成果指標の達成状況をはじめ、これまでの成果や課題の把握等を目的に、「第8次旭川市総合計画進捗状況報告書」を作成し、基本計画を構成する「基本政策」、「都市像の実現に向けての重点テーマ」及び「都市づくりの基本方策」について、見直しの要素や次期の基本計画に向けた考え方を整理しました。

次に、「第8次旭川市総合計画進捗状況報告書」の内容や社会経済情勢の変化等を踏まえ、旭川市総合計画審議会から得られた意見も参考に、令和5年7月に、基本計画見直しの基本的な考え方となる「第8次旭川市総合計画基本計画の見直しの考え方」を決定し、「新型コロナウイルスの感染拡大の影響からの回復」、「いじめ防止対策の推進」、「健幸福社都市に向けた取組の推進」、「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進」、「旭川市立大学の開学」、「デザイン創造都市の取組の推進」、「除排雪体制の充実強化」、「ゼロカーボンシティへの取組の推進」、「女性活躍の推進」、「多様な性への配慮、パートナーシップ制度の導入」、「DXの推進」という要素を視点に据え、見直しを行うこととしました。

その後、「第8次旭川市総合計画基本計画の見直しの考え方」の内容等を踏まえ、令和5年8月に、「第8次旭川市総合計画基本計画改定案」を決定し、同案について、意見提出手続（令和5年9月25日～令和5年10月26日）及び市民説明会（令和5年10月1日～5日、市内5か所）を実施するとともに、旭川市総合計画審議会に諮問を行い、計3回にわたる審議の結果、同年11月に、同審議会から、答申を受領しました。

これらで得られた意見を踏まえ、主に、「誰もが健康で、質の高い生活を過ごすことができる社会の実現」、「学校における働き方改革に係る記載の具体化」、「除排雪人材の確保」、「中心市街地における居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進に係る効果」、「地場産品の競争力を確保するための貨物輸送力の維持」という要素について、反映を行い、同年12月に、「第8次旭川市総合計画 基本計画【改定版】」を策定しました。

第8次旭川市総合計画に掲げる目指す都市像の実現に向けては、引き続き、本市の地域資源を最大限に活用し、魅力的なまちづくりを中長期的に推進していく必要があることから、今後も、改定後の基本計画のもと、本市を取り巻く課題に的確に対応していくとともに、市民をはじめ、関係者の皆様とも連携を図りながら、着実に計画を推進していきます。

## 《 参考 ～ 第1期見直し後の主な宣言・制定 》

### ゼロカーボンシティ旭川～2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～（令和3年10月22日宣言）

近年、地球温暖化が原因とされる平均気温の上昇、大雨や台風等による被害、農作物や生態系への影響等が世界各地で観測され、本市においてもその影響と考えられる現象が発生しています。

2015年12月に採択されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分下回るよう抑えることとともに、1.5℃までに抑える努力を継続することが国際的な目標として掲げられました。

また、2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書では、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

我が国も、2020年10月に「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

こうした国内外の動向を踏まえ、今直面する地球温暖化の課題に対し、本市としても、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの強化、森林吸収源の最大限の活用など、積極的な対策が求められています。

この地球規模の大きな課題に対し、高い目的意識を持って地球温暖化対策に取り組むことを決意し、今後、「旭川市地球温暖化対策実行計画」を見直す中で、脱炭素社会に向かう本市の姿を位置付けてまいります。

脱炭素と社会が調和しながら取組が進み、安心して暮らせる豊かな地球環境を次の世代に引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ旭川」の実現を目指すことをここに表明します。

### 旭川市民の日（令和4年2月17日告示）

毎年8月1日を旭川市民の日とする。

### ノーコード宣言シティ（令和5年5月31日宣言）

北海道旭川市は、革新的なシステム構築（アプリケーション開発、Webサイト構築、データ連携など以下、システム構築という。）技術である「ノーコード」を最大限に活用し、自治体業務や住民サービスの改革を推進することで、デジタル田園都市国家構想に貢献する先進的な自治体となることをここに誓います。

- ① システム構築の加速とコスト削減：職員自らが「ノーコード」を活用したシステム構築に取り組むことで、構築のスピードアップとコスト削減を目指します。
- ② ノーコードによる職員の働き方改革：「ノーコード」を活用することで、職員の業務時間短縮と職務の柔軟性向上を実現し、職員の満足度向上を目指します。
- ③ ノーコードによる地域社会への貢献：「ノーコード」を活用することで、住民サービスのデジタル化、モバイル化を促進し、先進の住民サービスを提供することで、地域住民や地域企業の満足度向上を目指します。
- ④ ノーコード人材の育成：職員と住民のリスキリングの一環として職員自らが「ノーコード」の活用を学び、地域住民や企業にも「ノーコード」活用を働きかけ地域全体のデジタル競争力強化を目指します。
- ⑤ ノーコード宣言シティのアピール：日本のソフトウェア文化の変革に向けて、自治体における「ノーコード」活用事例の広報に取り組みます。

### デコ活宣言（令和5年10月23日宣言）

デコ活とは、環境省が展開する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」です。

地球温暖化に起因する気候変動問題は一人ひとりが自分ごととして捉え、意識や行動を変えていくことが大事です。「世界の環境に貢献する サステナブルデザイン都市・旭川」を目指し、市役所自らが率先して「デコ活」に取り組むことで市民に模範を示すとともに、市民や事業者の皆様にも「デコ活」を通じた彩り豊かな暮らしを後押ししてまいります。

「デコ活」は個人単位で宣言し、取り組むことができます。自分の未来、子どもの未来、孫の未来、そして、地球の未来を守るため、是非、一緒に「デコ活」に取り組みましょう！

# 第 8 次旭川市総合計画 基本計画

## 1 基本計画の趣旨

### (1) 目的

基本計画は、基本構想に掲げる目指す都市像や基本目標の実現に向けて、基本政策ごとの取組の方向を体系的に明らかにした「基本政策プラン」として、総合的かつ計画的な施策展開を図るために策定します。

### (2) 構成

基本計画は、基本構想で掲げた5つの基本目標と13の基本政策に基づき、福祉・子育て、教育・文化、産業・交流、環境・都市基盤、住民自治や自治体経営などの基本政策ごとに、目標像、成果指標、現状と課題、施策で構成しています。

さらに、基本構想の「都市構造の方向性」に基づき、「都市づくりの基本方策」を示しています。

なお、成果指標は、基本政策に掲げる目標像の達成度合いを客観的に計るために設定するもので、目標値を定め、計画の進捗管理に活用します。

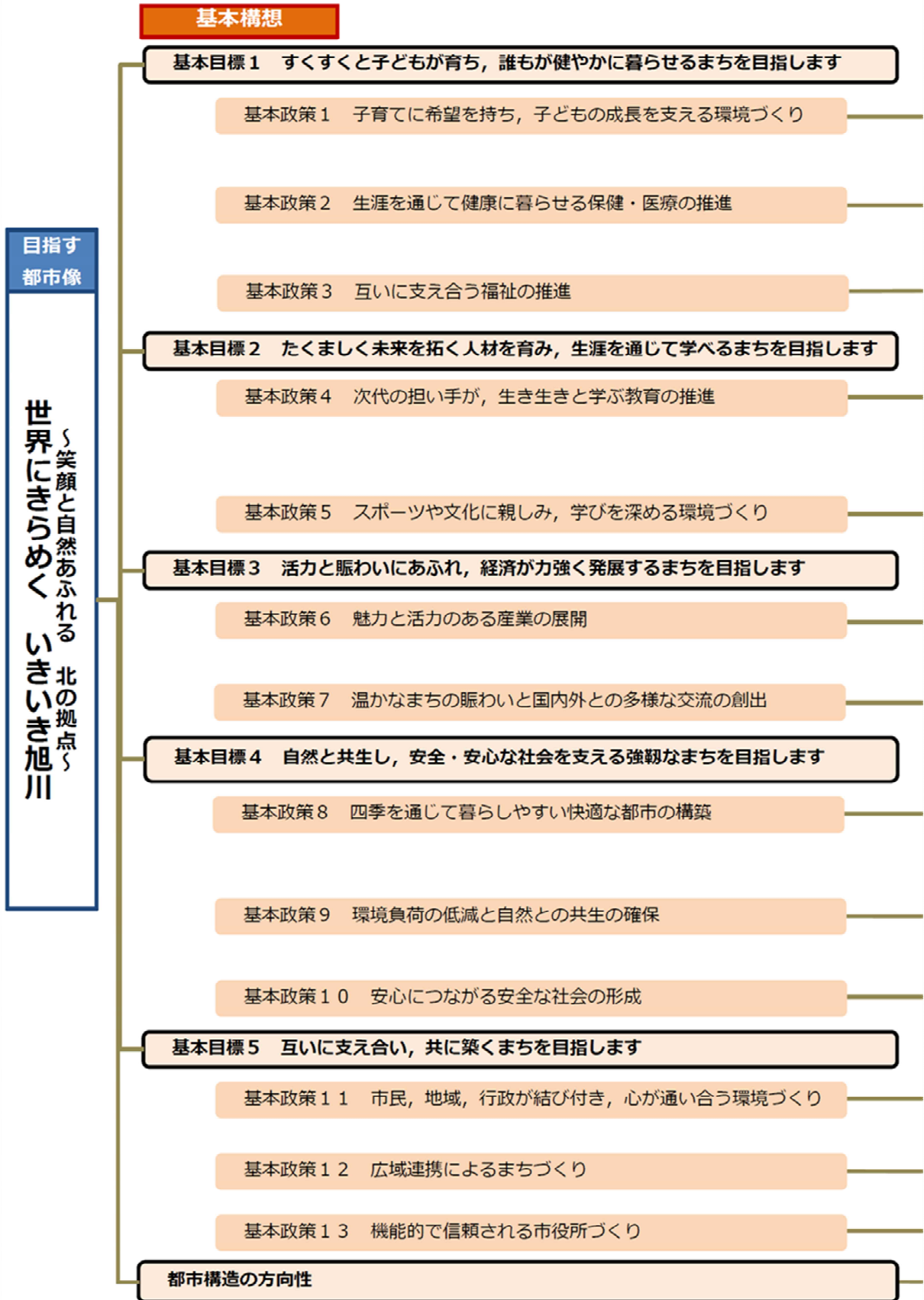
また、本市の諸課題の解決に向けて「選択と集中」を図るため、3つの重点テーマを掲げ、34の施策のうち特に重点的に取り組む「重点施策」を設定します。

## 2 基本計画の期間

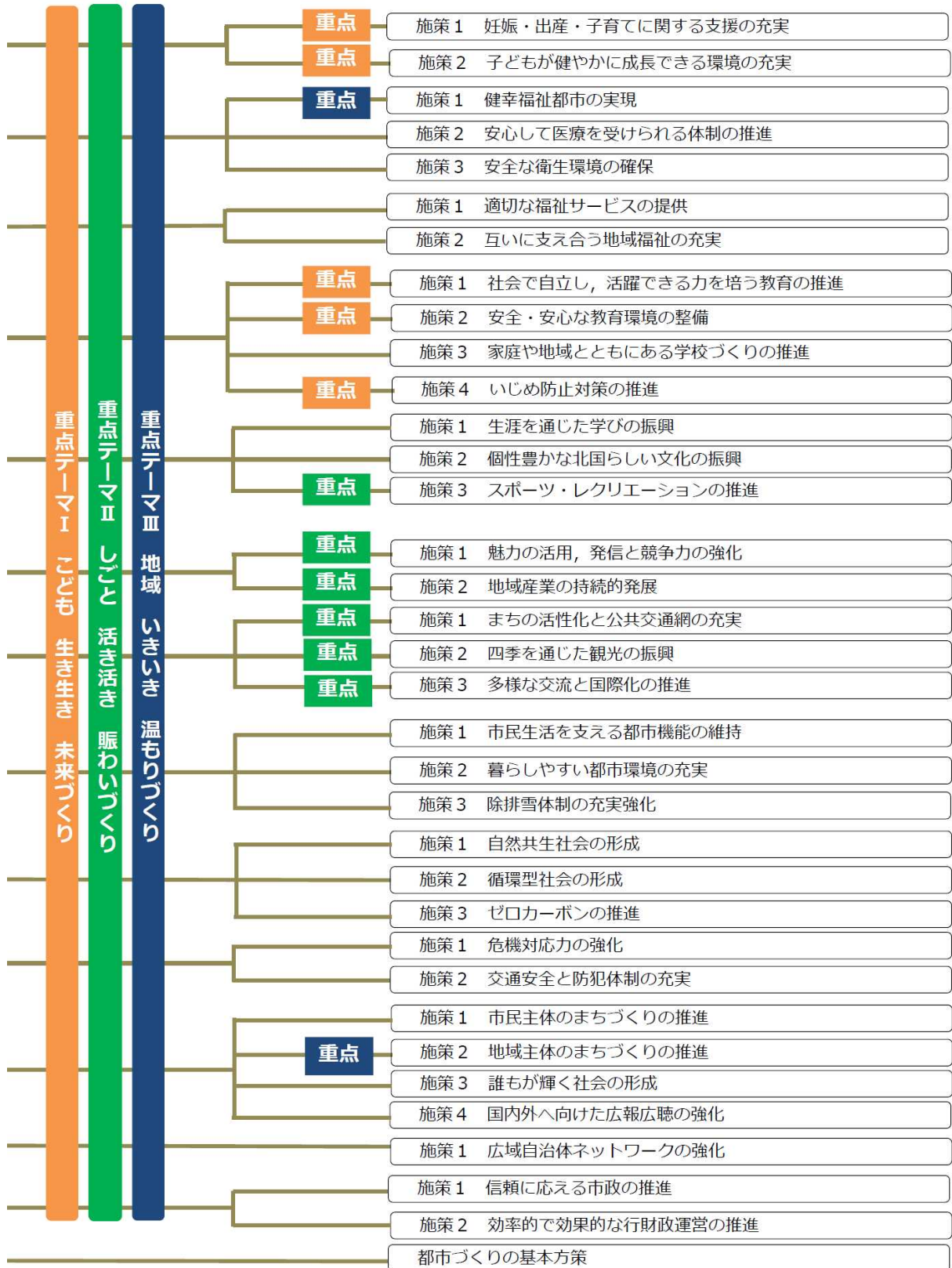
基本構想と同様に、平成28年度（2016年度）から令和9年度（2027年度）までの12年間とします。

なお、基本計画の実効性をより高めるため、社会経済情勢の変化等を踏まえて原則4年ごとに見直します。

### 3 第8次旭川市総合計画の体系



**基本計画**



## 4 都市像の実現に向けての重点テーマ

第8次旭川市総合計画では、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けて、特に戦略的・横断的に推進する重点テーマを掲げ、このテーマに基づき、基本計画の施策分野の中から、計画全体の着実な推進を先導していく「重点施策」を設定します。

### (1) 重点テーマ設定の視点

国と地方にとって、少子高齢化・人口減少の進行が共通課題となっている中、国では、特に我が国にとって欠かすことのできない役割を担う北海道の生産空間\*を維持・発展させるとともに、市街地等の都市機能・生活機能により生産空間での暮らしを支えつつ、この市街地等の形成や賑わいの創出を図ることとしています。

また、こどもに関する政策を総合的かつ強力に推進する「こども家庭庁」の創設に加え、「こども未来戦略方針」を策定し、若い世代の所得を増やし、社会全体の構造・意識を変え、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することで、少子化対策に集中的かつ加速度的に取り組むこととしているほか、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を踏まえ、自治体のデジタル実装の加速化や、デジタルの活用による観光・農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援しようとしています。

人口減少が続く本市においても、国の動向に対応し、子育て環境の充実をはじめ、移住促進や学生など若者の流出防止等の人口減少対策の強化のほか、労働力不足への対応やその手法としてのデジタル技術の導入、活用などが求められています。

また、デジタル技術も活用しながら、市民一人一人が生き生きと健康に暮らし、住み続けたいと思う魅力的な地域づくりを地域活動団体や企業、市などが一丸となって進めることにより、本市の恵まれた地域資源を発展させ、まちの魅力を高めていくことが重要です。

こうした、「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的かつ集中的に推進するため、まちの未来を担う「こども」、まちの賑わいと活力を生む「しごと」、まちの温もりを支える「地域」に視点を当て、次のとおり重点的に取り組む3つのテーマを設定します。

- 重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり  
～新時代を生きる子どもたちが明るく成長できるまちづくり～
- 重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり  
～多くの人が行き交い、安心して働き続けるまちづくり～
- 重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり  
～地域の暮らしの安心をまち全体で支え合い、維持するまちづくり～

### (2) 重点テーマに基づく重点施策

#### 重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

人口減少をできる限り抑制するため、これまで取り組んできた待機児童数ゼロの維持や医療費助成などのほか、結婚、妊娠、出産、子育てなどへの切れ目のない支援を行うとともに、いじめ防止対策を推進し、子どもを安心して生み育てることのできる環境を創出します。

また、子どもの視点に立ち、子どもたちが地域で生き生きと育ち、夢と希望を持って学ぶことができる環境づくりや一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる質の高い教育を進め、公立大学法人旭川市立大学との連携を推進するなど、まちの未来を担う人づくりを推進します。



## 重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

【重  
点  
施  
策】

基本政策 1－施策 1 妊娠・出産・子育てに関する施策の充実

基本政策 1－施策 2 子どもが健やかに成長できる環境の充実

基本政策 4－施策 1 社会で自立し、活躍できる力を培う教育の推進

基本政策 4－施策 2 安全・安心な教育環境の充実

基本政策 4－施策 4 いじめ防止対策の推進

## 重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり

まちの賑わいを創出するため、中心市街地の活性化に向けた取組を進めるほか、全国的に見ても大規模な地震の発生確率が極めて低いことや、ものづくり、食と農、医療・福祉の集積といった様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興をはじめ、ブランド力の向上、新たな産業の創出や企業誘致の推進、スポーツの推進など地域経済の活性化を図ります。

また、労働力の確保に向けて、若者をはじめ、女性やシニア世代、障害を持つ方など多様な人材が活躍しやすい環境づくりを進めます。

さらに、本市をはじめとした北北海道の豊かな魅力を国内外へ発信しながら、その魅力を活用した新たな観光コンテンツの造成や移住・定住に向けた受入環境の充実を図るとともに、旭川空港をはじめ交通や都市機能の集積といった圏域における本市の拠点性を発揮しながら、市外に限らず市内も含めた多様な交流を促進し、多くの人々を惹き付け、賑わいのある生き生きとしたまちづくりを推進します。

## 重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり

【重  
点  
施  
策】

基本政策 5－施策 3 スポーツ・レクリエーションの推進

基本政策 6－施策 1 魅力の活用、発信と競争力の強化

基本政策 6－施策 2 地域産業の持続的発展

基本政策 7－施策 1 まちの活性化と公共交通網の充実

基本政策 7－施策 2 四季を通じた観光の振興

基本政策 7－施策 3 多様な交流と国際化の推進

\*生産空間

・主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光、脱炭素化に資する森林資源、豊富な再生可能エネルギー導入ポテンシャル、その他多面的・公益的機能を提供し、北海道の価値を生み出している。

## 重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

人と人とのつながりを強化するため、防犯や防災、子育て、福祉等において、世代を超えた地域の支え合いを支援するなど、他の重点施策をはじめ、各施策間の連携を図りながら、市民や地域主体の活動を活発化するための取組を進めます。

また、地域の多様な魅力を生かした個性豊かな地域づくりや様々な課題解決に向けた相談支援のほか、人や情報が集まる活動拠点の機能充実などにより、地域を愛する心の醸成やコミュニティの強化を図ります。

さらに、個人や地域の健康づくりの取組をまち全体で支える環境づくりを進め、温もりに満ち、誰もが健やかに生き生きと暮らし、幸せを感じることができるまちの実現を目指します。

## 重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

〔重  
点  
施  
策〕

基本政策 2－施策 1 健幸福祉都市の実現

基本政策 11－施策 2 地域主体のまちづくりの推進

## 5 基本政策

### 基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

#### 基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

誰もが希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、仕事との両立のための支援をはじめ、子どもの成長過程や家庭環境などに応じた支援に取り組みます。

また、子ども一人一人が家庭の中で愛情を受けながら健やかに育つことはもとより、社会全体で子どもの成長を支え、共に喜びを感じることでできる環境づくりを進めます。

#### 【目標像】

- 安心して子どもを生み、育てることのできる環境が整い、子どもがすくすくと成長しています。
- 子どもの成長を喜び合うことのできる温かな地域社会が形成されています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>合計特殊出生率</b> (本市が子どもを生み育てやすい環境にあるかを計ります)	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	旭川市 1.31 (H30) 全国 1.42 (H30)	全国値	旭川市 1.14 (R4) 全国 1.26 (R4)	全国値	全国値
<b>年少人口割合</b> (子どもが生まれ育ち、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります)	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	旭川市 10.9% (R1) 全国 12.2% (R1)	全国値	旭川市 10.4 (R4) 全国 11.8 (R4)	全国値	全国値
<b>子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合</b> (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	59.9% (R1)	60%	54.0% (R5)	65%	70%

#### 【成果指標の考え方及び指標の取り方】

- **合計特殊出生率**
  - ・ 全国値より低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
  - ・ 市の値は住民基本台帳人口と人口動態統計出生数から算出し、全国の値は人口動態統計としています。
- **年少人口割合**
  - ・ 全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
  - ・ 1月1日現在の住民基本台帳人口としています。
- **子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合**
  - ・ 市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・ 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

## 【現状と課題】

少子高齢化・人口減少、核家族化が進む中、地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに関する個人及び社会的なニーズが変化かつ多様化しています。

旭川市民アンケート調査においても、上昇傾向にあった「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」が令和3年度の調査で低下に転じています。

今後、少子高齢化・人口減少が更に進行することが見込まれることから、次代を担う子どもを安心して生み育てることのできる環境を更に充実させていくことが不可欠です。

また、近年、増加傾向にある児童虐待に加え、ヤングケアラーや子どもの貧困といった問題が全国的に顕在化してきており、これらへの早急な対策が求められています。

このため、認可保育所や放課後児童クラブの待機児童ゼロを継続するとともに、医療費助成の充実など子育てに関する様々な問題やニーズを捉えた効果的な施策の展開を図り、家庭のみならず、身近な地域や企業等が関わりながら、子どもの視点に立ち、子育てや子どもの成長を支えていくことが重要です。

## 施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実 **重点**

妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしを送ることができるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた効果的な情報提供を行うほか、児童虐待の防止や対応に向けた体制を整備するなど、関係機関との連携を強化しながら、子どもの状況に応じた総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関わる経済的支援を進めます。あわせて、結婚に関する情報提供などの支援を行います。

## 施策2 子どもが健やかに成長できる環境の充実 **重点**

子ども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるため、保育所・認定こども園の充実や放課後における子どもの居場所づくり、保育士など子育てに関わる人材の育成、確保や資質向上を促進するとともに、子どもの視点を大切にしながら、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。

また、身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。

さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備、子どもの貧困への対策など、社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境づくりを進めます。

## 基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

## 基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

市民一人一人の「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めながら、疾病予防を重視し、それぞれのライフステージに応じた主体的な健康づくりをはじめ、職場や地域ぐるみによる取組を推進します。

また、健康で安全・安心な暮らしを支えるため、衛生的な生活環境を確保するとともに、質の高い医療の提供や救急医療体制の維持に取り組みます。

### 【目標像】

- 健康に対する意識が高く、正しい健康・医療情報を活用でき、健診や健康相談等を通して主体的な健康づくりが実践され、心身ともに健康的な生活を送っています。
- 医療が必要になった時には、身近なところで質の高い医療が受けられ、また、救急時には、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整っています。

### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>健康寿命</b> (日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる期間が伸びているかを計ります)	(健康寿命) 男性:78.59歳 女性:82.90歳 (H25) (平均寿命) 男性:80.03歳 女性:86.03歳 (H25)	(健康寿命) 男性:79.32歳 女性:83.75歳 (H29) (平均寿命) 男性:80.70歳 女性:86.65歳 (H29)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	(健康寿命) 男性:79.77歳 女性:83.97歳 (R3) (平均寿命) 男性:80.95歳 女性:86.51歳 (R3)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
<b>生活習慣病の年齢調整死亡率 (人口10万対)</b> (市民の健康への意識が高まり、生活習慣病の予防、早期発見、治療が進んでいるかを計ります)	悪性新生物(75歳未満) 男:107.1 女:57.0 虚血性心疾患 男:44.6 女:16.2 脳血管疾患 男:39.8 女:18.2 (H26)	悪性新生物(75歳未満) 男:90.3 女:64.5 虚血性心疾患 男:43.4 女:19.4 脳血管疾患 男:37.2 女:20.1 (H30)	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6	悪性新生物(75歳未満) 男:97.4 女:66.5 虚血性心疾患 男:42.8 女:12.5 脳血管疾患 男:39.7 女:16.0 (R3)	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6
<b>特定健診受診率</b> (健康保持や疾病予防のための受診状況を計ります)	21.8% (H26)	24.9% (H30)	38%	29.8% (R4)	50%	50%

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- 健康寿命
  - ・平均寿命と健康寿命の差を短縮することを目標とします。
  - ・厚生労働科学研究班が示す「健康寿命の算定方法の指針」で定める算定方法を用いています。
- 生活習慣病の年齢調整死亡率(人口10万対)
  - ・生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患)による死亡者が減少することを目標とします。
  - ・「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針」における数値を参考に算定しています。
- 特定健診受診率
  - ・旭川市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画の目標値である50%を目標とします。
  - ・本市の国民健康保険加入者の受診率を用いています。

## 【現状と課題】

日本人の死因の代表的な疾病である「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」をはじめとした生活習慣病は、身体機能や生活の質を低下させるほか、寝たきりや認知症の要因とされており、その治療や介護が必要な人の増加は、社会全体に大きな負担をもたらしています。

こうした生活習慣病を予防するためには、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが重要です。

また、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化が急速に進むとともに、ライフスタイルの変化やデジタル技術の進化、また近年では、新型コロナウイルス感染症の流行による生活習慣の変化等による健康づくりへの影響も懸念される中、令和5年6月に策定した「スマートウエルネスあさひかわプラン」に基づき、健やかで幸せと書く「健幸」を市民に実感してもらえる健幸福祉都市の実現に向けて様々な施策を推進していくことが重要です。

医療については、かかりつけ医を持つことの啓発などを実施し、恵まれた医療資源を適正に活用するとともに、医療機関相互の連携により切れ目のない医療を提供する体制の確保が必要です。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう在宅医療の推進も求められています。

一方、救急医療については、医師不足のほか、急病でもないのに深夜、休日に受診するコンビニ受診の増加などが課題となっており、市民の理解と協力が不可欠です。

また、安全で衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた、世界的な感染症の流行などへの適切な対応が求められています。

## 施策1 健幸福祉都市の実現 **重点**

市民の健康づくりへの意識の向上や健康・医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用できる環境の充実を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践、歩くことや地域活動を含む様々な社会活動への参加による活動量の増加や活動範囲の拡大、人との交流を通じた健康づくりなどを進めます。これら市民一人一人の主体的な健康づくりについて、取組成果の可視化、情報発信の強化等、デジタル技術も活用しながら推進するとともに、行政や民間企業、地域コミュニティなど多様な主体がそれぞれの強みを生かした取組を推進することにより、まち全体の「健幸」につなげていきます。

また、特定健診やがん検診等の受診を促進するとともに、保健指導の充実を図ります。

これらを通じ、全ての市民の健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目指します。

## 施策2 安心して医療を受けられる体制の推進

市民の健康を守るため、質の高い医療を確保することをはじめ、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の発生に備え、的確な医療提供体制を維持します。

## 施策3 安全な衛生環境の確保

安全な衛生環境を確保するため、基本的な知識の普及啓発をはじめ、関連施設への検査・指導や食品の安全性の確保、感染症への的確な対策などの健康危機管理体制の確立に努めるほか、墓地・火葬場の適切な運用等に取り組みます。さらに、動物愛護精神を普及するため、適正・終生飼養の啓発や譲渡などの取組を推進しながら、公衆衛生の向上を図ります。

## 基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

### 基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進

高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネットを構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。

#### 【目標像】

- 住み慣れた地域で適切な福祉サービスの提供を受け、安心して自分らしい生活が送れる環境が整っています。
- 支援を必要とする人に対し、地域における支え合いなどのセーフティネットが構築されています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合</b> (互いの支え合いの中で安心して暮らすことのできる環境にあるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	43.5% (H27)	42.9% (R1)	49%	38.2% (R5)	54.5%	60%
<b>障害者の雇用率</b> (障害者の社会参加が進んでいるかを計ります)	2.07% (H26)	2.19% (H30)	法定雇用率以上	2.39% (R4)	法定雇用率以上	法定雇用率以上
<b>前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合</b> (介護予防等の効果を、前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている人の割合で計ります)	3.41% (H26)	3.26% (H30)	3.41%以下	3.63% (R4)	3.34%以下	3.34%以下

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合**
  - ・市民の半数近くが互いに助け合いながら暮らしていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **障害者の雇用率**
  - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用率を下回らないことを目標とします。
- **前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合**
  - ・介護予防等により、要介護1以上の高齢者の割合が3.34%以下になることを目標とします。

## 【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が今後ますます増加すると予想されます。また、地域の福祉の担い手である民生委員・児童委員の高齢化も顕著となっており、定年退職後も働く人や共働きの増加により、そのなり手が不足しているほか、地域コミュニティへの参画意識の希薄化や住民同士の地域におけるつながりの脆弱さ等から孤立死なども社会問題化しています。

こうした中で、増加傾向にある高齢者や障害者、生活困窮者等に対して、適切な福祉サービスを提供しながら、社会保障制度を安定的に運用していくことが必要です。

そのためには、従来の公助による福祉サービスの提供だけでなく、地域の人材や多様な地域資源を活用しながら、住民が主体となって支え合う、互助の仕組みの構築をはじめ、自立に向けた支援を行うとともに元気な高齢者を増やしていくことが重要となってきます。

今後も、地域まるごと支援員等による包括的支援体制整備事業などを展開し、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持った生活を送ることができる地域社会の実現に向けた環境づくりを進める必要があります。

### 施策1 適切な福祉サービスの提供

高齢者や障害者、生活困窮者等にとって必要な生活支援をはじめ、様々な福祉分野の情報を分かりやすく提供します。

また、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター、自立サポートセンターなどの相談機関が連携を深め、複合的な課題に対応できるよう、体制の充実を図ります。

さらに、高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供や、心身の状況や家庭環境などに応じた就労等の支援を通じて、地域における自立支援を進めるほか、デジタル技術を活用し、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の人材育成と活動支援を進めます。

### 施策2 互いに支え合う地域福祉の充実

互助の取組の重要な担い手となるボランティアをはじめ、豊かな知識と経験を持つ元気な高齢者など、地域において福祉に関わりを持つ多様な人材の育成や活用を進めます。

また、市内に広く点在する拠点施設をそれぞれの地域における交流の場として活用し、様々な世代の住民同士のつながりを深める取組を進めます。

さらに、誰もが生きがいを持ち、互いに支え合いながら、健やかに暮らすことができるよう、地域の人材や施設など様々な資源を組み合わせた地域福祉の仕組みを構築します。



## 基本目標2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

### 基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

次代を担う子どもや若者が、安全・安心で快適な教育環境の中で生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育を進めるとともに、家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、社会で自立的に生きていくための力を育み、個性に磨きをかけ、まちの発展を担うとともに、世界で活躍する人づくりを進めます。

#### 【目標像】

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長し、社会で自立して活躍できる力を培う教育が行われています。
- 教育に関わる施設などの環境整備が進み、子どもたちの安全・安心が確保されています。
- 学校・家庭・地域の連携が図られ、地域で取り組む教育活動が推進されています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (再掲)</b> (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	59.9% (R1)	60%	54.0% (R5)	65%	70%
<b>子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合</b> (児童生徒等の教育環境(学校施設や指導体制など)の充実が図られているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	31.6% (H27)	34.2% (R1)	35%	27.3% (R5)	38.5%	42%

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合**
  - ・市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合**
  - ・子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

## 【現状と課題】

中学1年生の時に深刻で重大ないじめを受けていた、当時中学2年生の女子生徒が、令和3年3月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こりました。本市では、教育委員会及び学校において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、二度とこのようなことが起こらないよう、令和5年4月から、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、令和5年6月に、いじめの防止等に関する基本理念や基本となる事項について規定する「旭川市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

また、ここ数年において不登校や特別な支援を要する児童生徒が急激に増加している現状にあります。

これらを踏まえ、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの積極的な把握、情報の一元化による迅速かつ適切な対応、いじめを受けた児童生徒等の支援等を行う、「旭川モデル」の取組を進めるとともに、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現や、不登校などの悩みを抱える子どもたちへのよりきめ細かな支援、障害のある子どもたちへの就学前後を通じた一貫した支援のほか、経済的な支援を必要とする家庭に対する効果的な取組を充実する必要があります。

さらに、本市を含む上川管内における小中学生の学力状況については、全道14管内の中で上位水準にあるものの、北海道全体では全国と比べて低くなっているほか、体力や運動能力についても課題が見られます。

こうした課題に対応し、次代を担う子どもたちが、社会の著しい変化の中で、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有するかけがえのない存在であることを認識し、自立して生きていく力を培っていくことができるよう、更なる教育の充実が求められています。

このため、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む教育を一層推進するとともに、小中連携の促進や学校・家庭・地域の連携の強化、学校における働き方改革の推進が重要です。

老朽化が進む学校等については、計画的に改築などの整備を継続するほか、各種安全対策を進めることが必要です。

さらに、本市に愛着を持ち、地域社会に貢献する人材や地域産業を担う人材はもとより、世界にも通用する人材を育成するとともに、地域のシンクタンクとしての機能の発揮、既存の高等教育機関や企業との連携等による地域経済の活性化につなげるため、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を公立大学法人の設置者として支援する必要があります。

## 施策1 社会で自立し、活躍できる力を培う教育の推進 重点

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応しながら自立して生きていく力を培うため、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む質の高い教育を推進するとともに、子どもたちにふるさとへの愛着と誇りを醸成するため、本市の特徴を生かした教育を充実します。

また、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実します。

さらに、デザイン思考\*、数理・データサイエンス\*・AI、PBL型教育\*、地域との連携を取り入れた教育を行う新学部の設置をはじめ、全国から多くの若者を集め、地域で活躍する人材の育成・定着を図る取組のほか、これらの人材が活躍するまちの魅力の向上など、更なる地域貢献につながる旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部の取組を設置者として支援します。

## 施策2 安全・安心な教育環境の整備 **重点**

安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化が進む学校などの教育に関わる施設・設備等の計画的な維持・更新や耐震化を推進するほか、小中連携・一貫教育の推進を視野に入れた通学区域の見直しなどに取り組むとともに、保護者等の理解を得ながら、学校規模の適正化を推進します。

また、子どもたちを事故や犯罪から守るために、関係機関や地域と連携し、通学路等における必要な安全対策を推進します。

さらに、教育の機会均等を図るため、就学助成、給付型奨学金の支給など保護者の経済的な負担を軽減するとともに、子どもたちの夢と希望の実現を後押しするための取組を進めます。

## 施策3 家庭や地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域とともにある学校づくりの推進のため、引き続き、小中連携・一貫教育に取り組むとともに、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、小中学校間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進を図るなど、学校・家庭・地域の連携を強化します。

また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう、教職員の更なる資質能力の向上を図るとともに、学校における働き方改革を進め、専門スタッフの充実や外部人材の活用を図るなど、教職員の業務負担を軽減し、より子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進します。

## 施策4 いじめ防止対策の推進 **重点**

いじめから子どもの生命と尊厳を守るため、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの未然防止やいじめの積極的な把握、情報の一元化による迅速かつ適切な対応、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添った早期解決に向けた必要な支援、いじめを行った児童生徒とその保護者に対する再発防止に必要な支援等を行ういじめ防止対策を推進します。

### \*デザイン思考

・利用者の視点に立ち、ニーズと課題の本質を見極め、問題解決を目指す思考法

### \*データサイエンス

・統計等、情報科学系の理論を活用してデータを分析し、有益な知見を見出すことを追及する新しいアプローチ

### \*PBL型教育

・Project Based Learning の略。自ら問題や新しい視点を発見し解決・実施する能力を養うことを目的とした学習方法

## 基本目標2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

### 基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

生涯を通じて主体的に学ぶ機会の充実を図り、学び合いによる成果を生かしながら、地域の教育力を高めます。

また、個性豊かで北国らしい文化の振興や郷土意識の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や各種大会・合宿等の誘致を進め、競技力の向上やスポーツの裾野の拡大、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

#### 【目標像】

- 市民が主体的に学ぶための多様な情報や機会が充実し、学びの成果を地域に還元できる環境が整い、学習活動が幅広く行われています。
- 多様な文化芸術活動が活発化し、個性豊かで北国らしい文化が息づき、郷土への愛着が高まっています。
- スポーツ・レクリエーション環境の充実により、多くの市民がこれらに親しみ、スポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数</b> (地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を計ります)	838人 (H27)	780人 (R1)	892人	565人 (R5)	892人	1,000人
<b>趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合</b> (趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会及び環境の充実度を市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	26.7% (H27)	25.5% (R1)	30%	24.7% (R5)	33.5%	37%
<b>文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合</b> (文化芸術に触れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	32.0% (H27)	29.3% (R1)	35%	27.1% (R5)	38.5%	42%
<b>スポーツ実施率</b> (市民がスポーツに取り組んでいるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	27.6% (H27)	28.6% (R1)	35%	31.0% (R5)	42.5%	50%

#### 【成果指標の考え方及び指標の取り方】

##### ○学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数

- ・学んだ成果を地域に還元している人がまだ少ないことから、生涯学習ボランティア数を基準値より増加することを目標とします。
- ・生涯学習ボランティア数は、社会教育課登録のボランティア（彫刻美術館、図書館、科学館、博物館等でボランティア登録し活動している）人数と、生涯学習情報システム登録者数のうちボランティア可能者（謝礼なしでの講師派遣を承諾している無償ボランティア）数としています。

## 【現状と課題】

生涯を通じて心豊かに暮らしていくためには、市民それぞれの学びたいという気持ちが叶えられ、学びにより社会全体の活性化が図られる生涯学習社会の構築が重要であり、市民ニーズの多様化や社会情勢の変化等に的確に対応した各種施策や社会教育施設の機能の充実など、市民の学びを支える環境づくりが必要です。

さらに、本市において多様な文化芸術活動が発展していくためには、これらの活動への支援や、文化芸術に接する機会の拡充を図り、より多くの市民に文化芸術活動を広めていくことが重要です。

また、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境を充実し、市民の健康づくりや体力の向上を図るとともに、老朽化したスポーツ施設について、市民が安心・安全に利用することができるよう、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、施設の在り方の検討を進めるほか、賑わいにつながるイベントや大会の振興、プロスポーツチームやオリンピック、パラリンピアンなどと連携したスポーツの推進に取り組んでいくことが重要です。

各種大会や事前合宿などの誘致は、競技力の向上や交流人口の増によるまちの活性化につながることから、本市で開催した国際大会や合宿の実績を国内外に積極的に発信し、誘致活動を進めるとともに、受入体制を整備していくことが必要です。

## 施策1 生涯を通じた学びの振興

生涯を通じて自らの知識や能力の向上、暮らしの充実を目指し、自発的な意思に基づいて自らを深めようとする学習活動を推進するとともに、大雪山カムイミンタラジオパーク構想の推進を通して、本市や周辺の地域が有する自然や地形に対する市民の理解を深めるなど、市民の郷土愛を育むための取組を進めます。

また、地域における学習・活動の拠点として、市民ニーズに対応した社会教育施設の機能の充実を図ります。さらに、市民が互いに学び合えるよう担い手の育成を進め、学んだ成果を地域に生かすことができる仕組みづくり、学びを通じた地域の教育力の向上に取り組めます。

## 施策2 個性豊かな北国らしい文化の振興

文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実、旭川市民文化会館の整備をはじめ文化芸術関連施設の機能の充実を図るなど、多様で個性豊かな北国らしい文化の振興を図ります。

また、自然と共生しながら、古くからこの地に暮らしてきた人々により築かれたアイヌ文化については、伝承・保存に努めるとともに、その活用や魅力の発信等を進めます。さらに優佳良織や郷土芸能についても、その魅力を国内外に発信しながら、地域文化の維持、継承に努めます。

### 【成果指標の考え方及び指標の取り方】

- 趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合**
  - ・趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合が3割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合**
  - ・文化芸術活動が盛んであると思う市民の割合が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- スポーツ実施率**
  - ・週1回以上スポーツを行った成人が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
  - ・スポーツ実施率は、成人が週1回以上スポーツを実施している割合としています。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

### 施策3 スポーツ・レクリエーションの推進 **重点**

市民の誰もがスポーツに取り組み、競技力の向上や、健康増進・心身のリフレッシュを図ることができるよう、個人や各団体等への活動支援や施設の維持・更新など、スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、余暇の充実等につながるレクリエーションの推進を図ります。

また、市民が1年を通してスポーツをすることができるよう、全市的な施設整備の優先順位や配置のバランスを踏まえ、施設の充実を図ります。

さらに、子どもたちをはじめ市民がスポーツを通じて夢や希望を抱くことができるよう、プロスポーツチームやオリンピック、パラリンピアンなどと連携した取組を進めるとともに、良質なパウダースノーなどの本市が誇る自然や都市機能を生かし、周辺自治体や民間と連携しながら、受入環境の充実を図り、国内外から各種スポーツ大会や合宿等の誘致を進めるなど、総合的なスポーツの推進を図ります。

### 基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

#### 基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

良質な農産物や高品質な家具など本市が誇る地場製品のブランド化や高付加価値化を進め、競争力の向上や国内外への販路拡大を促進するとともに、地域の資源や特性を生かした企業誘致の推進や新たな産業の創出に取り組み、雇用の安定と拡大につなげるなど、本市の持つ強みを発揮し、地域産業の活性化を図ります。

また、農業やものづくり産業などの担い手の育成、確保に取り組むとともに、新規創業や新分野への進出をはじめ、意欲のある人や企業等に対する支援を行うなど、地域産業の持続的な発展を図ります。

#### 【目標像】

- 地場製品の評価が高く、国内外で認知され、広く販売されています。
- 企業の誘致や新たな産業の創出により、地域産業が活性化しています。
- 若者をはじめ、地域での就職や起業を希望する人が、様々な分野において、自分の能力を發揮して仕事をする事ができる環境が整っています。
- 生産性の高い農業が展開されており、活力ある農村集落が形成されています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>一人当たりの市民所得</b> (経済活動により、市民生活が経済的に豊かになっているかを計ります)	旭川市 2,362千円 (H23) 全道 2,456千円 (H23)	旭川市 2,601千円 (H28) 全道 2,693千円 (H28)	一人当たりの道民所得	旭川市 2,754千円 (R1) 全道 2,832千円 (R1)	一人当たりの道民所得	一人当たりの道民所得
<b>製造品出荷額等</b> (地場製品の競争力が向上し、国内外で広く販売されているかを計ります)	1,837億円 (H25)	2,156億円 (H29)	1,890億円	2,161億円 (R2)	2,213億円	2,264億円
<b>有効求人倍率</b> (地域の雇用が創出されているかを計ります)	旭川市 0.85倍 (H26) 全道 0.86倍 (H26)	旭川市 1.17倍 (H30) 全道 1.17倍 (H30)	全道値	旭川市 1.10倍 (R4) 全道 1.10倍 (R4)	全道値	全道値
<b>農業生産額</b> (農業の生産性が向上しているかを計ります)	146億円 (H26)	124億円 (H30)	147億円	142億円 (R4)	147億円	149億円

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **一人当たりの市民所得**
  - ・道民所得より低い水準で推移していることから、一人当たりの道民所得を目標とします。
  - ・市の値は市民経済生産の数値、北海道の値は道民経済計算の数値としています。
  - ・一人当たりの市民所得とは、市内の経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを示すものです。
  - ・令和元年度市民経済計算推計結果により、基準値及び第1期を修正しています。
- **製造品出荷額等**
  - ・平成27年と平成28年の1人当たりの製造品出荷額の伸び率を参考に、生産年齢人口一人当たりの製造品出荷額等（生産性の確保）の水準に令和9年の推計生産年齢人口を乗じて得た数値を目標とします。
- **有効求人倍率**
  - ・全道値と同程度かそれ以上の水準で推移しており、全道値の水準を維持することを目標とします。
  - ・旭川公共職業安定所管内の数値を用いています。
- **農業生産額**
  - ・農業の生産性が高まり、基準値より増加することを目標とします。

## 【現状と課題】

令和元年10月、ユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野への加盟をはじめ、ものづくり産業で高い技術力を有し、都市としても高い評価を受けていることを背景に、デザインの視点でまちの魅力を高め、発信していくことが重要です。消費者ニーズを見極めながら、商品開発や、販路拡大、ブランド化を進めるとともに、人材育成を強化するなど、地場産業の新たな魅力向上と活力の創出につながる取組を推進する必要があります。

また、経済のグローバル化が進展し、海外の市場を視野に入れた対応が必要である一方、新型コロナウイルスの感染拡大など、国際情勢の大きな変化で顕在化するリスクや新たなビジネス機会に対応することが重要です。引き続き、企業の誘致や新産業の育成、起業・創業等を推進することにより雇用を創出するなど、産学官などの連携も進めながら、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復、そして活性化を図っていくことが必要です。

さらに、少子高齢化の進行は、今後、若年就業者などの労働力人口の減少を加速させることから、地域産業の活力を維持するためには、若者はもとより、これまで以上に、女性やシニア世代、外国人、障害を持つ方などの多様な人材の活躍により担い手不足の解消を図っていくとともに、働きやすい就業環境の整備を進める必要があります。

農林業についても、就業者の高齢化や就業人口の急激な減少に加え、貿易自由化の影響などにより地域農業を取り巻く環境が厳しさを増すことも見込まれることから、新規就農者や林業従事者など、担い手となる人材を育成、確保するとともに、生産効率を高めていくことが必要です。

また、農村集落においても、担い手の高齢化、後継者不足などが懸念されることから、これらに対応し、地域コミュニティとしての機能を維持していくことが求められています。

## 施策1 魅力の活用、発信と競争力の強化 重点

ユネスコ創造都市ネットワークを最大限に活用し、国内はもとより、海外の市場も視野に入れながら、安全・安心な農畜産物とこれらを生かした食品、高品質な家具など、本市の地場産品が持つ魅力を高めるための取組を支援し、競争力を強化します。また、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市を含む国内外へのプロモーションを展開するなど、その魅力を広く発信し、販路の開拓・拡大のほか、ブランド力の強化等を図り、事業者の所得向上につなげます。

東日本大震災以降、国内企業等においてリスクの分散や事業継続計画の見直しが活発化している中、新たに造成した動物園通り産業団地など本市の産業基盤を活用し、地震等の大規模自然災害が少なく、冷涼な気候であるなど、本市の強みを生かした企業誘致を推進します。

医療機関が集積していることや、北北海道における良質な食材の集積地であることをはじめとする本市の特性や資源を活用した新たな産業の創出に取り組むなど、地元企業、誘致企業、高等教育機関や研究機関などとも連携しながら、地域産業の活性化を図ります。

## 施策2 地域産業の持続的発展 重点

ものづくり産業の技術者や技能者、農業者など、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成、確保しながら、技術や技能を持つ人が本市に定着し、能力を発揮できる環境づくりを進めます。

また、若者をはじめ、女性やシニア世代、外国人、障害を持つ方、本市にUIターンを望む人など多様な人材が、様々な分野において、適性に合った仕事ができる働きやすい環境を整備します。また、地域企業の経営強化や事業拡大、新規創業や新分野への進出を促進するなど、雇用や経営に関する支援体制の充実を図り、地域産業の持続的な発展につなげます。

農業については、効率的な農地集積、集約や農地の有効利用、スマート農業の導入促進による農作業の省力化を進めるなど、生産性の高い農業の構造を構築し、日本の食料自給率向上に貢献するとともに、経営基盤の強化、産地の維持・発展を図ります。また、林業についても森林施業の集約を進めるなど、生産性の向上に努めるほか、本市が持つ豊かな自然や美しい農村の景観を活用し、都市と農村の交流を促進するなど、農村集落の活性化を図ります。



## 基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

### 基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

中心市街地や各地域の個性を生かし、人が集い、感動につながる取組を進めるとともに、交通機能などの充実を図り、まち全体の魅力を高めめます。

こうした魅力を広く発信し、新たな人の流れを作り出し、まちが人を呼ぶ温かな賑わいづくりを進めます。

また、拠点機能の強化や広域連携による観光振興などに取り組み、多様な交流を世界に広げ、本市はもとより北北海道全体の活性化を図ります。

#### 【目標像】

- 本市の魅力向上や機能強化が図られ、まち全体に新たな人の流れと賑わいが生まれています。
- 空港の機能充実や国内外への路線拡大のほか、交通結節機能の強化により、北北海道の交通の要衝として、拠点性の強化が図られています。
- 本市の魅力が広く発信されており、国内外から多くの人々が訪れ、まちの活性化が図られています。
- 国外との多様な交流が拡大し、本市をはじめ北北海道全体において人やまち、産業などの国際化が図られています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合</b> (まちに賑わいや活気があるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	21.7% (H27)	20.2% (R1)	25%	20.2% (R5)	28.5%	32%
<b>中心部の歩行者数</b> (中心部に賑わいがあるかを計ります)	130,407人 (H27)	117,635人 (H29)	136,000人	113,332人 (R5)	136,000人	145,000人
<b>高速交通利用者数</b> (市外との交流が活発になっているかを計ります)	687.9万人 (H25)	696.2万人 (H29)	695万人	462.5万人 (R3)	700万人	675万人
<b>観光客宿泊延数</b> (国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります)	74.4万泊 (H26)	108.3万泊 (H30)	100万泊	67.3万泊 (R4)	130万泊	122万泊

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

##### ○旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合

- ・まちに賑わいや活気があると思う市民が約2割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
- ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

##### ○中心部の歩行者数

- ・中心市街地活性化の取組を進めることにより、14.5万人となることを目標とします。
- ・中心市街地活性化協議会による旭川平和通買物公園通行量調査(平日・休日)の平均値の数値としています。
- ・旭川駅北広場と平和通買物公園宮下通から9条通までの間の12か所において調査した数値としています。

##### ○高速交通利用者数

- ・国内外から本市を訪れる人が増えることにより、まちの賑わいや活力が高まることから、本市への人の流入が675万人になることを目標とします。
- ・高速交通利用者数は、J R旭川駅の降客数及び旭川空港の降客数と、旭川鷹栖、旭川北両IC出口利用者数(両IC出口台数×2.5人/台(車両平均搭乗人数))の合計としています。

##### ○観光客宿泊延数

- ・本市を訪れる観光客数の増加により、宿泊延べ数が122万泊になることを目標とします。

## 【現状と課題】

市内中心部は、北彩都あさひかわの整備が完了し、豊かな自然を取り込んだ特徴的な都心空間が形成された一方、百貨店の閉店などによる衰退が懸念される中、今後は、平和通商店街や銀座商店街のほか、クリスタル橋及び氷点橋を介してつながりが深まった神楽地区など既存の中心部を含めた中心市街地全体の活性化が必要です。

また、近年、消費の低迷のほか、大型商業施設の郊外への出店、店主の高齢化や後継者不足等、更には新型コロナウイルス感染症の影響により地域の商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、市民に身近な商店街の再生が求められています。

公共交通については、平成28年に、JR北海道が、本市を起点とする路線を含む「単独では維持することが困難な線区」を発表したところであり、今後は、公共交通網の維持、確保とともに、放射状道路と環状道路で構成される本市の道路網の特徴を生かした地域内交通の機能充実や、旭川空港をはじめ、北北海道の交通の要衝としての拠点性の向上など、まちの機能の充実が求められています。

観光については、これまで全国的な知名度を持つ旭山動物園や豊かな自然や食などを生かし様々な観光振興を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、本市における観光を取り巻く環境が大きく変化しています。感染症終息後の観光需要を見据えた観光受入体制の充実を図るとともに、経済効果の高い宿泊を伴う観光客や、夏季に比べ大きく落ち込んでいる冬季観光客を増やしていくため、通年滞在型観光への取組が重要です。

また、地方への移住に向けた取組も全国的に活発化してきていることなどから、受入体制を充実させるとともに、国内外にまちの魅力を広く発信していくことが必要です。

## 施策1 まちの活性化と公共交通網の充実 **重点**

豊かな自然環境と都市の利便性を併せ持つ個性を生かしながら、北彩都あさひかわと既存の中心部との機能連携や回遊性を確保するとともに、来街の促進や都市機能の誘導を推進するなど、中心市街地の活性化を図るほか、地域コミュニティの核となる商店街においては、活力を創出する取組や交流の場としての機能向上を促進するなど、民間活力の導入も進めながら、まち全体に新たな人の流れと賑わいを創出します。

また、市民の生活の足や本市を訪れる人々の移動手段として、JR路線やバス路線など公共交通の維持、確保を基本としながら、公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実などに取り組み、まちの機能強化を図ります。

さらに、国内外の都市と結ばれ、高い利便性や就航率を誇る旭川空港の機能充実や路線拡大を図るほか、北北海道の交通の要衝としての都市の拠点性を高めます。

## 施策2 四季を通じた観光の振興 **重点**

観光客の減少する冬季に特化した施策を展開するとともに、本市の都市機能と自然を最大限に活用し、文化、スポーツ、自然、食、産業などを組み合わせた体験型観光の促進や、本市を拠点とした広域観光を推進することにより、1年を通じた観光誘致に取り組みます。これらを通じて、圏域のブランド化を進め、いつ来ても、何度来ても楽しめる地域である「マウンテンシティリゾート」としての確立を推進します。

また、将来にわたる持続可能な観光振興を図るため、自主的な財源確保策の検討を進めます。

さらに、官民が連携してイベントの充実やコンベンションの誘致を図るなど、本市の多様な魅力を効果的に情報発信しながら、市民一人一人のおもてなしの心の醸成と受入体制の充実を図り、地域を訪れる国内外の人々が魅力に感動し、居心地の良さを感じることが出来る環境を創出します。

## 施策3 多様な交流と国際化の推進 **重点**

豊かな自然と都市機能が調和していることなど、本市の地域資源を最大限に活用しながら、官民が連携して幅広い世代の移住・定住の促進に取り組むほか、本市出身者や勤務経験者、テレワークやワーケーションなど、新しい働き方も含め本市と継続的に関わりを持つ関係人口の拡大を推進するとともに、国外との都市間交流の拡大を図り、人やまち、産業などの国際化を進めます。

## 基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

### 基本政策 8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

市民や地域、行政などがそれぞれの役割を担い、効果的な雪対策を推進するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適な住環境の創出を図ります。

また、人口や社会ニーズの変化を見据え、市営住宅や道路、水道など社会資本の計画的かつ効率的な運用を図り、暮らしの安全を支える都市の構築に取り組みます。

#### 【目標像】

- 社会資本が良好に機能し、安全・安心な市民生活や社会活動が営まれています。
- まちづくりの担い手が力を発揮し、雪対策や魅力ある景観づくりなど、四季を通じて快適に暮らせる住環境が形成されています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期 実績値 (R1) (2019)	第1期 目標値 (R1) (2019)	第2期 実績値 (R5) (2023)	第2期 目標値 (R5) (2023)	第3期 目標値 (R9) (2027)
<b>快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合</b> (快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	38.6% (H27)	39.4% (R1)	42%	40.6% (R5)	45.5%	49%
<b>心地良い景観だと感じている市民の割合</b> (川や緑など自然と調和した本市の特徴的な景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	37.4% (H27)	36.2% (R1)	42%	39.7% (R5)	46%	50%
<b>環境基準達成度</b> (快適で健康に暮らせる生活環境が保たれているかを計ります)	11/14 項目 (H26)	13/14 項目 (H30)	14/14 項目	13/14 項目 (R4)	14/14 項目	14/14 項目

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合**
  - ・市民の約4割が身近な生活環境を快適に生活できる環境であると感じており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **心地良い景観だと感じている市民の割合**
  - ・市民の約4割が都市の景観が保たれていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **環境基準達成度**
  - ・大気、水質、騒音に関する合計14項目の環境基準の全てが適合することを目標とします。
  - ・環境基本法において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている環境基準（大気、水質、騒音）14項目のうち適合した数としています。

## 【現状と課題】

旧町村との合併や郊外地域への宅地造成などに伴い、徐々に郊外へ市街化区域が広がったことなどから、中心市街地では居住地や商業地などの利用が低下しており、土地利用の適正化が求められています。

また、道路や橋りょう、水道といった暮らしを支える社会資本の老朽化が進んでおり、地震や水害などの自然災害に備えた改修、今後の少子高齢化や人口減少を見据えた適正化や長寿命化などが課題となっています。

適切な管理が行われていない空家等や空地、耐震基準を満たしていない建築物など、安全で良好な都市環境を整備する上での課題が生じているほか、バリアフリー化や省エネルギー性能の向上など、既存住宅ストックの改善や長寿命化に向けたニーズが高まっており、これらの対応が求められています。

河川など都市部の自然を取り込んだ都市計画の下、市民の営みや地域の活動などにより育まれてきた本市の素晴らしい街並みの継承と魅力的な景観形成を進めるとともに、冬期の快適性向上のため、安定した除排雪体制の継続的な確保や少子高齢社会に対応した除雪弱者への支援、暴風雪や豪雪時の対応強化などの取組を進めることが必要です。

さらに、市内での出没が増えてきたヒグマへの対策が求められており、旭川大雪圏域などの周辺自治体や北海道（上川総合振興局）と連携しながら、より効率的な対応を考えていく必要があります。

## 施策 1 市民生活を支える都市機能の維持

災害や事故などの危機に備えながら、コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、道路や橋りょう、公園など、社会資本の計画的かつ適切な保全やそれらを適正に管理する技術力を確保し、将来にわたり快適な市民生活を支える安定した都市機能を維持します。

また、市民の暮らしに無くてはならない「安全な水道水」を安定して供給するため、水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化などを進めます。

## 施策 2 暮らしやすい都市環境の充実

既存建築物等の耐震化、長寿命化やアスベスト対策、空家等の適正管理の推進、住宅ストックの改善、環境保全・監視体制の強化、更にはヒグマやカラスといった野生鳥獣の被害防止対策など、住み慣れた場所において快適な生活をするために必要な取組を行い、暮らしやすい都市環境づくりを推進します。

## 施策 3 除排雪体制の充実強化

市民・企業・行政（国・道・市）がお互いの役割分担を明確化し、協働を推進しながら、行政の支援を通じた自助・共助機能の強化や、雪対策に係る情報共有において情報媒体の多重化や発信方法の充実を図ります。また、除排雪作業の担い手の確保・育成に向けた支援に取り組むとともに、ICT（情報通信技術）などデジタル技術の活用による除排雪作業の効率化を図るなど、冬期の快適な生活を支える除排雪体制の充実強化を進めます。

## 基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

### 基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。

また、快適な生活環境の確保はもとより、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進や地域特性を生かしたエネルギーの有効利用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。

#### 【目標像】

- 環境に対する市民の意識が高まり、人と自然が共生できる社会が形成されています。
- 環境に配慮したライフスタイルが定着し、循環型社会が形成されています。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入などにより、脱炭素社会が形成されています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期 実績値 (R1) (2019)	第1期 目標値 (R1) (2019)	第2期 実績値 (R5) (2023)	第2期 目標値 (R5) (2023)	第3期 目標値 (R9) (2027)
<b>ごみ総排出量</b> (廃棄物の発生・排出抑制が進んでいるかを計ります)	118,548t (H26)	117,227 t (H30)	112,800t	111,187 t (R4)	109,000 t	100,000t
<b>温室効果ガス排出量</b> (環境負荷の低減が進んでいるかを計ります)	2,695 千 t-CO <sub>2</sub> (H23)	3,406 千 t-CO <sub>2</sub> (H27)	2,525 千 t-CO <sub>2</sub>	3,099 千 t-CO <sub>2</sub> (R1)	2,376 千 t-CO <sub>2</sub>	2,193 千 t-CO <sub>2</sub>
<b>緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合</b> (恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	59.0% (H27)	57.9% (R1)	62%	59.4% (R5)	65.5%	69%

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **ごみ総排出量**
  - ・ごみの減量化や資源化の取組を進めることにより、家庭ごみ、事業系ごみを含む総排出量が10万tまで減少することを目標とします。
- **温室効果ガス排出量**
  - ・様々な社会経済活動に起因する二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、2005年(H17)度比で25%削減することを目標とします。
- **緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合**
  - ・市民の約6割が緑などの自然環境が良いと感じており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

## 【現状と課題】

生物多様性の損失が地球規模で進む中、2030年までにその損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」がG7サミットで打ち出され、国はこの実現に向け、令和5年3月に生物多様性国家戦略を閣議決定しました。本市でも気候変動や外来種の侵入、山林等の利用状況の変化などによって野生生物の生息環境への影響が生じているため、自然環境の保全に向けた調査や対策に取り組む必要があります。

一方、カタクリの大群落の保存やサケが遡上する河川環境の再生など、多くの市民や関連団体の活動の成果が徐々に表れており、そうした活動が将来にわたって続けられるよう、市民の意識の醸成や指導的な役割を担う人材の育成が重要です。

ごみ排出量は、微減傾向にありますが、食品ロスの削減やプラスチックごみの資源化など新たな課題に対応することを通じて、地球環境への配慮や持続可能な社会づくりの気運を醸成し、ごみ減量に向けた市民意識の向上を更に図る必要があります。

また、ごみ処理施設の整備等に計画的に取り組む、本市におけるごみ処理体制を維持し、引き続きごみの適正な処理を図る必要があります。

本市においては、旭川市公共下水道事業計画に定めた区域の整備をほぼ完了しており、今後は、老朽化した管路などの整備・保全のほか、一部未処理となっている生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることが必要です。

また、近年の気候変動問題に対する世界的な気運の高まりを受けて、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定が2015年に採択され、翌年に発効されました。我が国でも2050年までに地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの実質排出ゼロ（＝カーボンニュートラル）を目指すことを2020年に表明し、本市も2021年に「ゼロカーボンシティ旭川」を宣言しました。このように、国内外においては、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しており、脱炭素の取組を成長の機会と捉え、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時実現することを目指す考え方であるGX（グリーントランスフォーメーション）について、「GX実現に向けた基本方針」が令和5年2月に閣議決定されました。GXの取組は、これまで大手企業を中心に進められてきましたが、すでにサプライチェーン全体の活動の見直しも始まっており、地域を支える中小企業においても対応が必要な状況に迫られています。

本市としても、地域を支える地場産業に対する支援のほか、カーボンニュートラルやGXに向けた社会変革に対応するため、市民や事業者、行政など地域が一体となって取組を進めることが求められています。

## 施策1 自然共生社会の形成

人と自然が共生した社会の形成を目指すためには、自然への理解を深め、多様な生命を尊重する市民意識の醸成が重要であることから、家庭や学校、地域などの様々な場面において、自然とのふれあいや体験を含めた環境学習の実施など、地域に根ざした取組を進めるとともに、自然環境の基礎的な調査や指導的役割を担う人材の育成に取り組めます。

また、本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進めます。

## 施策2 循環型社会の形成

家庭ごみにおける生ごみや事業系ごみに含まれる古紙などの減量・資源化をはじめとした3Rを着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組めます。

さらに、安全かつ安定的なごみ処理体制を維持するため、ごみ処理施設の整備・更新を推進します。

また、生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環します。

## 施策3 ゼロカーボンの推進

市民や事業者、行政などあらゆる主体の意識改革・行動変容を図り、国や北海道等との連携、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの強化、森林吸収源の最大限の活用など、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す取組を推進します。

また、単に脱炭素を図るだけでなく、エネルギーの安定供給や経済成長の同時実現を目指します。

## 基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

### 基本政策 1 0 安心につながる安全な社会の形成

防災・消防・救急体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や自主防災組織の育成を進め、広域的な連携の下、大規模自然災害等に即応できる総合的な防災力の強化を図ります。

また、悲惨な交通事故の根絶や多様化する犯罪の撲滅を目指し、市民の安心につながる安全な社会づくりを進めます。

#### 【目標像】

- 市民や地域、行政などが共に協力し、災害に強いまちづくりが進められています。
- 悲惨な交通事故や犯罪の未然防止が図られ、安全・安心な市民生活が確保されています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期 実績値 (R1) (2019)	第1期 目標値 (R1) (2019)	第2期 実績値 (R5) (2023)	第2期 目標値 (R5) (2023)	第3期 目標値 (R9) (2027)
<b>災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合</b> (安全・安心なまちに向けた取組が進んでいるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	61.5% (H27)	67.9% (R1)	58%	66.6% (R5)	54.5%	51%
<b>災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合</b> (市の防災体制が整っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	13.9% (H27)	15.8% (R1)	20%	15.8% (R5)	20%	20%
<b>市民の人的災害り災率</b> (事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります)	1.36% (H26)	0.91% (H30)	1%未満	0.83% (R4)	1%未満	1%未満

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- 災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合**
  - ・市民の約7割が災害や犯罪などに不安を感じていることから、その割合が減少することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合**
  - ・市民の約1割が災害時の防災体制が良いと感じており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 市民の人的災害り災率**
  - ・人為的な災害に遭うこと(り災)が1%未満になることを目標とします。
  - ・10月1日現在の住民基本台帳に対する、交通事故発生件数、出火件数、事故救急出動件数、犯罪発生件数の割合としています。

## 【現状と課題】

東日本大震災以降、災害に強いまちづくりの重要性が高まっており、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、本市においても、今後想定される大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「旭川市強靱化計画」を策定しました。また、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害の頻発などに備え、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させるために令和2年に設置され、本市も参画している「石狩川上流流域治水協議会」において、「石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト」が策定されました。これらに基づいて、地震や水害など大規模自然災害等に強い地域づくりのための各種取組を進め、市民の生命及び生活を守ることができるよう防災力を向上させることが求められています。

特に、近年、気候変動に伴い豪雨災害が激甚化・頻発化し、日本全国各地で甚大な被害が発生しており、そうした災害への対応が課題となっているほか、平成30年9月の北海道胆振東部地震は、大規模な停電や中高層住宅における断水の発生など、多くの課題や教訓をもたらしました。

さらに、自然災害だけではなく、武力攻撃や大規模テロなども視野に入れ、本市のあらゆる危機事態に対応できる総合的な防災力の強化が必要です。

また、火災予防業務の複雑多様化、救急救命士の医療行為の拡大などにより、より高度な技術を有する人材や必要な車両、資機材等の整備などが求められています。

一方、市内の交通事故発生件数及び負傷者数は共に減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故は後を絶たず、今後の高齢化の進行とともに高齢者が関わる事故の増加が懸念されています。

また、安全で安心なまちづくり条例や暴力団排除条例、客引き勧誘行為等防止条例の推進により、犯罪数などが減少傾向にあるものの、全国あるいは本市においても、高齢者や青少年が被害者となる悪質な犯罪が発生し、その手法もインターネットを利用したものなど多様化しており、関係機関と連携した対策が求められています。

### 施策1 危機対応力の強化

これまでの災害に係る検証を踏まえながら、大規模自然災害等に即応できるインフラ整備・体制・機能の充実のほか、関係機関・団体等や広域による連携を強化するとともに、市民の防災や安全確保に関する意識の向上、消防団の強化や自主防災組織の育成、更には災害時に要配慮者を孤立させぬよう地域と連携した支援を充実させるなど、自助、共助、公助の視点から、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図ります。

また、多様化・複雑化する消防需要に対応するため、必要な知識や技術を持つ人材の育成・確保に加え、即応体制の充実強化を図るほか、将来の高齢化の進行に伴う救急需要の増加に備え、救急業務体制の充実強化を図るなど、救命率向上につながる取組を進めます。

これらの取組に当たっては、ドローンやデジタル技術を活用して進めます。

### 施策2 交通安全と防犯体制の充実

関係機関や団体等との連携の下、街頭啓発や交通安全教室等を効果的かつ継続的に実施し、交通安全意識や交通マナーの向上など、家庭や学校、地域などの実情や特性に応じた交通事故の未然防止対策を推進します。

また、市民による自主防犯活動の推進をはじめ、特殊詐欺に関わる情報提供、暴力団の排除や悪質な客引き勧誘行為の防止に取り組むほか、悪質商法など消費に関わる情報提供や専門的な相談体制の充実により消費生活の安定と向上を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。



## 基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

### 基本政策11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

市政情報の効果的な発信や市民ニーズの的確な把握に努めるなど、市民や地域、行政などがそれぞれの役割や責任を自覚し、協力して課題解決に取り組むことができる環境づくりを進めます。また、男女が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を推進します。

#### 【目標像】

- 市民や地域が主体的に考え行動し、活気ある市民活動や地域活動が展開されています。
- 行政が市政に関する情報を分かりやすく発信し、市民と行政の情報共有が図られています。
- 誰もがその個性や能力を十分に発揮しています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>本市に愛着や親しみを感じている市民の割合</b> (市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	77.8% (H27)	76.7% (R1)	78%	77.4% (R5)	79%	80%
<b>まちづくりに関心がある市民の割合</b> (市民が関心を持てるようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	73.0% (H27)	70.0% (R1)	75%	68.0% (R5)	77.5%	80%
<b>地域で主体的に活動している市民の割合</b> (市民が主役となってまちづくりが進められているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	13.5% (H27)	13.4% (R1)	17%	8.8% (R5)	21%	25%
<b>ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合</b> (男女が能力を発揮し、活躍できているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	17.3% (H27)	22.0% (R1)	25%	16.8% (R5)	26.5%	28%

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **本市に愛着や親しみを感じている市民の割合**
  - ・これまで約8割の高い水準で推移しており、その水準を維持することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **まちづくりに関心がある市民の割合**
  - ・市民の約7割がまちづくりに関心を持っており、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **地域で主体的に活動している市民の割合**
  - ・地域での行事や活動に主催者や企画者として参加している市民が約2割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合**
  - ・ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合が約2割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

## 【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化、複雑化しています。

また、町内会加入率の低下に見られるように、地域への帰属意識や支え合いの機能の低下、さらには、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティに対する懸念が広がっています。

一方、ボランティア団体やNPO法人、更には民間企業が社会貢献やCSR活動に取り組み、市民活動の担い手の裾野が広まりつつあることから、こうした団体や組織の主体的なあるいは行政との協働による取組を推進し、公共的課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、市民が必要とする情報を分かりやすく伝えるとともに、市民ニーズを的確に把握し、市民と行政との情報共有や相互の理解を深めていくことが重要となります。

また、国において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成27年に施行され、令和2年の改正で適用範囲が拡充されるなど、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。また、令和5年6月には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されました。令和6年1月に施行の旭川市パートナーシップ宣誓制度の導入と併せ、性別や年齢にかかわらず、互いを尊重し認め合い、個人のライフスタイルに合わせて、仕事や家庭生活、地域活動など、誰もが生き生きと活躍し、真に豊かな社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

## 施策1 市民主体のまちづくりの推進

市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が、その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進めます。

## 施策2 地域主体のまちづくりの推進 **重点**

地域の特色を生かした地域住民による主体的な活動や地域の包括的な課題解決を促進するため、デジタル技術の活用による地域活動の担い手の負担軽減につながる取組や自治意識の醸成につながる各種研修等を実施するなど、総合的な支援システムを構築し、住民自治組織の機能強化を図ります。

また、地域活動の活性化や地域の連帯感の向上を図るため、人や情報が集まる地域活動拠点の整備や機能の充実を図ります。

## 施策3 誰もが輝く社会の形成

性別や年齢にかかわらず、誰もが一人一人の個性や能力を生かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等、課題解決に向けた取組を進めます。

## 施策4 国内外へ向けた広報広聴の強化

市民と行政の互いの理解や信頼を深めるため、多様な媒体を通じた戦略的な広報活動を展開するとともに、シティプロモーションの更なる推進や情報発信の強化を図り、市民、そして国内外に向けて必要な情報を分かりやすく効果的に提供します。

また、多様な市民意見を市政に反映するため、様々な手法を取り入れた広聴活動を展開するとともに、幅広い世代の市民の視点に立った多様な市民参加を推進します。

## 基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

### 基本政策12 広域連携によるまちづくり

北北海道全体の活性化を目指し、本市の地理的特性や都市機能等を生かすとともに、上川中部圏域や北北海道の自治体をはじめ、国や道などの他の機関との連携や相互の補完を進めます。

#### 【目標像】

- 他市町村との交流、連携や相互の補完が進み、広域的な共通課題の解決や魅力の向上が図られています。
- 本市の都市機能等を生かした取組が推進され、北北海道の活性化に貢献しています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期 実績値 (R1) (2019)	第2期 目標値 (R1) (2019)	第2期 実績値 (R5) (2023)	第2期 目標値 (R5) (2023)	第3期 目標値 (R9) (2027)
<b>旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数</b> (日常生活において特に結び付きが強い旭川大雪圏域1市8町の連携が進んでいるかを計ります)	152 (H27)	154 (R1)	166	305 (R5)	166	325
<b>北北海道の自治体との連携による取組数</b> (北北海道の自治体との連携が進んでいるかを計ります) ※旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数を除く。	26 (H27)	38 (R1)	28	40 (R4)	41	46

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- 旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約（令和3年度までは上川中部定住自立圏形成協定）に基づく取組数
- ・旭川大雪圏域1市8町の連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします。
- 北北海道の自治体との連携による取組数
- ・北北海道の自治体との連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします。

## 【現状と課題】

本市では、これまで1市8町による定住自立圏形成協定や道北市長会9市による災害時の相互応援に係る体制づくりを進めてきたほか、愛知県北名古屋市との防災協定をはじめ、鹿児島県南さつま市とは防災協定に加え姉妹都市提携を行ってきました。その後、定住自立圏については、本市が連携中枢都市宣言を行い、1市8町で協約を締結したことにより、令和4年度から連携中枢都市圏に移行して取組を充実しているほか、同年度に設置した旭川大雪圏東京事務所を活用し、更なる連携強化に取り組んでいます。

また、「北の恵み 食べマルシェ」では、北北海道をはじめ姉妹都市等からの出店など、都市間の交流が広がっています。

本市をはじめ、北北海道においては、少子高齢化・人口減少などが大きな課題となっており、今後、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応していくためには、これまで以上に地域の資源や魅力を生かし、圏域全体で個性を発揮するとともに、関係機関などとの協力関係を広げていくことが重要です。

さらに、本市には、北北海道の拠点都市としての機能を生かすことや、広域連携による産業や防災、教育など、様々な取組のけん引役となることが求められています。

## 施策1 広域自治体ネットワークの強化

旭川大雪圏域をはじめ北北海道全体の活性化や広域的な共通課題の解決などを図るため、旭川大雪圏東京事務所を活用しながら、本市の地理的特性や都市機能等を生かし、国や道をはじめ、他自治体との交流、連携を深めます。

また、道内外の自治体との都市間ネットワークを強固にし、相互の連携や補完に取り組めます。

## 基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

### 基本政策13 機能的で信頼される市役所づくり

市政課題の多様化や様々な危機にも迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、効率的でより機能性を発揮する組織体制づくりを進めます。

また、市民に信頼される公平・公正な市政を推進し、限られた行政資源の最適な配分と協働の視点による効率化とサービスの質の充実を図り、将来の世代に責任の持てる行財政運営に努めます。

#### 【目標像】

- 市役所や市職員が力を発揮し、まちづくりの担い手として信頼されています。
- デジタル技術やデータを利活用した住民の利便性向上が図られています。
- 次の世代のまちづくりを支える健全な財政が受け継がれています。

#### 【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
<b>市役所に対して良い印象を持っている市民の割合</b> (市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	39.2% (H27)	37.1% (R1)	43%	35.6% (R5)	46.5%	50%
<b>実質公債費比率</b> (市の借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる経費の大きさを、計画的な財政運営が行われているかを計ります)	7.0% (H26)	7.8% (H30)	6.6%	8.5% (R4)	7.8%	7.8%
<b>将来負担比率</b> (将来財政を圧迫する可能性の度合いの大きさを、将来の世代に過度に負担を先送りしない財政運営が行われているかを計ります)	90.3% (H26)	89.5% (H30)	86.0%	82.0% (R4)	93.1%	80.0%

#### 【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **市役所に対して良い印象を持っている市民の割合**
  - ・市民の約4割が市役所に対して良い印象を持っていますが、市民の半数が以前と比較して良くなったと思うことを目標とします。
  - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **実質公債費比率**
  - ・健全な財政運営を進めることにより、基準値まで低下することを目標とします。
- **将来負担比率**
  - ・健全な財政運営を進めることにより、80%まで低下することを目標とします。

## 【現状と課題】

地方分権が進展し、自主自律のまちづくりが求められる中、多様化、複雑化する地域課題や住民ニーズ、急速なデジタル技術の進展や社会環境の変化に適切に対応するため、市民、事業者、NPOなど様々な主体と行政との協働を促進するとともに、ICTを活用した行政サービスの向上や業務効率化を進め、市民の期待と信頼に応える市役所づくりが重要となっています。

また、自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症等の流行や巧妙化する犯罪など、市民の生命や財産を脅かす様々な危機が発生しており、これらの対応や、リスクを最小限に抑え、緊急時に迅速かつ的確に対処する体制の強化が求められています。

一方、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、市税収入の減少も想定されるとともに、地方税財政制度の先行きも不透明な状況にあります。

このため、不断の行財政改革を推進し、社会保障関係経費をはじめ、老朽化が進む社会資本の保全費用の増大など、将来の財政需要に対応できる健全な財政運営を進めていく必要があります。

## 施策1 信頼に応える市政の推進

職員研修をはじめ、成果を重視する人事評価制度の充実などを通じ、職員一人一人の使命感と能力を高めるとともに、職員が高いモチベーションで能力を最大限に発揮できる環境整備を進めるほか、外部人材の活用と人材育成を並行して進めながら、社会情勢等の変化に的確に対応できる組織を構築し、新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成します。

また、災害、事故その他の危機に備えた意識や対応力を高め、国や北海道、関係機関との連携の下、危機管理体制の強化を図ります。

一方で、法令を遵守し、適正な事務を執行することはもとより、デジタル技術なども活用し、市民が分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供や地域のまちづくり活動を支援する支所機能の強化を図ります。

さらに、個人情報保護等を徹底しながら、情報公開制度の適正な運用をはじめ、ICTの活用により事務効率の改善や利便性の向上を図るほか、オープンデータの取組を推進するなど市民との協働の視点に立った情報の共有を進めます。

## 施策2 効率的で効果的な行財政運営の推進

自助、互助、公助によりこれまで進めてきた市民との協働や民間活力の導入のほか、新たな仕組みや連携の構築を進めます。

また、最少の経費で最大の効果を発揮するよう絶えず事務事業を見直し、行政資源の「選択と集中」による効果的かつ効率的な活用を図りながら、総合計画を着実に推進します。

さらに、市税をはじめとする負担の公平性の確保、未利用保有財産の計画的な売却促進、ふるさと納税の強化などにより、自主財源の安定確保に取り組むとともに、市有建築物や道路等の社会資本の適切な保全、運用を進め、財政規律を踏まえながら、公営企業等も含めた健全な財政基盤の構築に努めます。

## 6 都市づくりの基本方策

本市では、市民生活の向上や地域経済の活性化を図るため、時代に即した都市計画の下、住宅や学校、公園、産業基盤の整備をはじめ、航空路線や鉄道網、道路網など交通体系の充実、自然環境の保全等を進めてきており、都市機能は一定の水準に達しています。

こうした中、「都市づくりの基本方策」は、基本構想の5つの基本目標、13の基本政策を都市構造の視点から横断的に捉えた「都市構造の方向性」に基づく取組を推進するための基本となる考え方を示しています。

### 基本方策1 「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進

恒常的な賑わいや利便性向上につながる都市機能の最適化を促すため、地域それぞれの役割や機能を市民と行政が共に考えながら、「歩いて暮らせる生活範囲」を基本的なスケールとし、まとまりのある居住エリアの形成や都市機能の集積など「コンパクト化」への取組と、それと連携した交通体系の機能充実など「ネットワーク化」への取組を進めます。

#### 【現状と課題】

- ・ 中心市街地などにおける居住地や商業地の土地利用率が低下する中、中心市街地や一般市街地のそれぞれが機能的に役割分担された土地利用を進めながら、コンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 公共交通機関の利用が低下し、公共交通空白地域が発生している中、市民生活や地域振興に欠かせない公共交通の維持、確保を基本としながら、コンパクトなまちづくりにつながる公共交通ネットワークの機能の充実を図る必要があります。

#### 【方策】

- ・ 中心市街地や地域の核となる拠点を中心に、商業、医療、福祉など日常生活を支える都市機能の維持・集積を誘導するとともに、その周辺など利便性の高いエリアへの居住の誘導を図ることにより、人口規模に見合ったコンパクトな都市空間の形成を目指します。
- ・ 中心市街地において居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進することにより、健康寿命の延伸や脱炭素化への貢献、地域消費の拡大などにつなげ、多様な交流を促進するとともに、まちの魅力向上を図ります。
- ・ 居住や都市機能の集積と連携した公共交通ネットワークの機能充実などへの取組を進め、効率的で快適な移動手段を確保します。  
さらに、安全性や環境との調和にも配慮しながら、交通施設や公共交通のバリアフリー化などを進めるとともに、公共交通や自転車などの利用を促進するなど、誰もが使いやすい交通体系の形成を目指します。

### 基本方策2 経済活動の活性化につながる基盤づくり

経済活動の活性化につながる土地利用の推進を図るとともに、周辺自治体を持つ多様な魅力の活用と連携を図り、人や物、情報などの対流を圏域から世界に広げ、北北海道全体の国内外での競争力を高めます。

#### 【現状と課題】

- ・ 郊外型大型店の進出や後継者不足などによる中心市街地や地域の商店街の衰退が懸念される中、各地域において、経済活動の活性化につながる土地利用を進める必要があります。
- ・ 農山村集落における高齢化の進行や後継者不足による農地の荒廃化が進む中、農山村集落の地域コミュニティの維持、充実を図るとともに、優良な農地を維持・保全していくための取組を進める必要があります。

- ・ 空港、鉄道、都市間バスなどの広域交通間の連携などにより、都市の拠点性の強化に取り組むとともに、観光地としての魅力の向上を図るなど、国内外における北北海道の競争力を高める必要があります。
- ・ 地域産業のほか、福祉や公共サービスも含め、労働力不足が顕著となる中で、急速に発展するAIや自動走行など先端技術の産業や生活への導入も検討していく必要があります。

#### 【方策】

- ・ 中心市街地をはじめとする各地域の特徴などに応じた都市機能の維持・集積の誘導、居住の誘導などを行うとともに、地域コミュニティの場として親しみやすい商店街を形成するなど、経済活動の活性化につながる土地利用の推進を行うとともに、これらを通じて郊外部に点在する農山村集落での暮らしを支えます。
- ・ 農業においては、郊外部に点在する農山村集落の環境を維持し、優良な農地の維持・確保を行うとともに、効率的な農地の集積、集約や農地の有効利用、スマート農業の導入促進などにより、生産性の高い構造の構築を進めます。
- ・ 文化や歴史、地形など地域の特性が反映された個性豊かで多様な空間の充実により、観光地としての魅力の向上などを行うとともに、本市の持つ都市機能と自然や農業など圏域自治体の持つ多様な魅力の連携を強化します。
- ・ 鉄道、都市間バスなど、公共交通の乗換えの円滑化を行うとともに、都市圏内の各方面と連結を強化する主要幹線道路網や道内主要都市との交流に対応し、交通の高速化、効率化を確保する広域道路網の整備を推進します。  
また、旅客輸送のみならず貨物輸送力の維持のためにも関係機関と連携し、空港・鉄道・道路の適切な維持などに努めます。
- ・ 国内及び国外の諸都市との結びつきを強化するため、道内拠点空港としての役割を発揮する旭川空港の機能強化を図ります。
- ・ 先端技術の導入に関わる様々なニーズに対応しながら、積雪寒冷地技術の実証試験地として企業等の誘致を推進するなど、本市の産業基盤を効果的に活用し、本市の特性を生かした経済活動の活性化を図るとともに、これら先端技術の産業や福祉、公共サービス、更には生活への導入を図ります。

### 基本方策3 安全で豊かなライフスタイル実現への取組

防災・減災機能の強化や自然環境の保全・再生・活用を進めるなど、安全・安心を確保しながら、利便性の高い都会的な暮らしから、四季を色濃く体感できる田舎暮らしに至るまで、多様なライフスタイルを選択できる魅力的な環境を整えます。

#### 【現状と課題】

- ・ 暴風雪や豪雪における災害など、積雪寒冷地特有の災害のほか、近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨や大規模な地震の発生など、北海道内においても様々な自然災害が発生している中、大規模自然災害を想定した災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 適切な管理が行われていない空家等が増加するとともに、建築物の耐震化率が伸び悩み、生活環境への悪化につながることも懸念される中、これらへの対策を進める必要があります。
- ・ 高齢化が進行する中、ユニバーサルデザイン等へのニーズが高まってきており、これらへの対応を進める必要があります。
- ・ 世界的な気候変動問題への対応が求められる中、市民・事業者が意識改革・行動変容を実施するとともに、地域の特性を踏まえつつ、その強みを生かした、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー設備の導入を推進する必要があるとともに、一方で、将来、世界の温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響は拡大するとされている状況を踏まえ、その影響の防止・軽減を図るための適応策を並行して進める必要があります。
- ・ 自然の保全や生態系の維持が求められる中、ヒグマをはじめとする鳥獣の被害から市民生活



を守りつつ、自然共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

#### 【方策】

- ・ 河川における水害対策や丘陵地における土砂災害対策など流域のあらゆる関係者と連携して流域治水の考えのもとで対策を充実するとともに、国や道、他自治体のほか、電気、ガス、通信、交通などの民間事業者と連携した社会資本の耐震性の確保や災害時のバックアップ機能の強化を進めるなど、総合的な防災力の強化を図ります。
- ・ 気候変動に起因し、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを鑑み、農業・林業、水環境・水資源、生態系、治山・治水、感染症、熱中症、都市インフラ等の各分野において、気候変動の適応策を進めます。
- ・ 市民や地域、行政などが共に役割を担い、冬期の快適な生活を支える安定した除排雪体制を継続的に確保するなど、積雪時の災害にも有効に対応できる雪に強い環境づくりを推進します。
- ・ 適切な管理が行われていない空家等について、除却や修繕、利活用などの対策を進めるほか、建築物の耐震化やアスベスト対策、適正な維持保全を推進します。
- ・ 森林や河川、公園等の維持管理、保全や生物多様性保全のための取組、ヒグマの市街地侵入の防止のための対策のほか、エネルギー資源等としての森林の活用推進や、生活の質を高め、環境負荷低減を図るスマートコミュニティの実現への取組を進めます。
- ・ 樹林地や河川緑地、道路緑地、公園緑地、各種施設緑地を結び、緑のネットワークの形成を図ることで、豊かな自然と都市が調和する景観に優れた緑あふれるまちづくりを進めます。
- ・ 誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルの実現に向けて、公共施設などにおいてユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進め、また、市民等がペットとともに憩える空間づくりなどを図るほか、豊かな自然と都市が調和した快適な環境のための整備を進めます。

### 基本方策4 「造る」から「再構築・活用」への転換

少子高齢化・人口減少や社会資本の老朽化が進む中、また、自然環境や社会情勢等を踏まえ、将来世代への健全な資産として引き継ぐため、50年、100年先の都市の在り方を見据え、「造る」から「再構築・活用」への転換を図ります。

#### 【現状と課題】

- ・ 少子高齢化・人口減少が進行し、財政状況が厳しさを増している中、多くの社会資本において老朽化による改修や更新の時期を迎えており、これらに係る財政負担の軽減や平準化に向けて、公共施設や道路、公園、下水道等の最適な配置や長寿命化などを図る必要があります。

#### 【方策】

- ・ 人口規模などに応じて必要な機能やサービスを集約するなど、公共施設保有量の最適化を図るほか、施設の適切な保全により長寿命化や耐震化を進めるとともに、民間との連携などにより効果的・効率的に施設を運営することで、将来にわたり安心して利用できる公共施設等の持続的な提供を目指します。
- ・ 基本方策1から3までに掲げる都市、交通、自然、防災等に係る機能維持・充実に支えるためにも、人口や社会ニーズの変化を見据え、社会資本ストックの計画的な運用を図り、快適で安全・安心な暮らしを支える都市の構築を目指します。

# 総合計画の推進について

## 1 PDCAサイクルについて

第8次旭川市総合計画では、目標の達成に向けて最適な手段である取組や事業を選択するため、施策・事業の計画を立て、実行し、その結果を評価することにより、次年度に向けて改善を図るPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

PDCAサイクルとは、計画（Plan：プラン）、実行（Do：ドゥ）、評価（Check：チェック）、改善（Action：アクション）を継続的に行うことで、最適な手段となる取組や事業の実行を目指すマネジメントの手法です。

計画の効果的な推進が図られているかを評価・検証し、取組の事業の選択や再構築に生かしていきます。



4年間のPDCAサイクルイメージ



## 2 推進計画について

推進計画では、基本計画の施策に基づき、具体的な方向を示す「展開施策（事業群）」を位置づけ、それを構成する取組や事業をまとめています。

期間は、基本計画の見直しに合わせて、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）までの4年間の第1期、以降令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までを第2期、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までを第3期とし、展開施策を構成する取組や事業については、毎年度、財政状況や事業成果などを踏まえて見直しを行います。

また、推進計画では、展開施策ごとに評価指標を設定し、各種の事業が目標の達成に貢献しているどうかを計るとともに、その進捗状況を客観的に図る目安・尺度として活用します。

推進計画に位置付ける各種事業の実施によって、評価指標を押し上げ、それらが上位の成果指標の目標値達成につながっていきます。

## 3 総合計画を推進するための横断的視点

### (1) 趣旨

総合計画の推進のためには、急速なデジタル技術の進展をはじめ、社会経済情勢の変化により柔軟に対応していく必要があるため、各基本政策に横断的に採り入れていく視点について、次のとおり整理します。

### (2) 視点1：DX（デジタルトランスフォーメーション）

#### ア DXとは

経済産業省では、DX（Digital Transformation）を「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義しています。

DXは、単純なIT化や、IoTやAIなどのデジタル技術を活用することのみではなく、デジタル技術を使い全く新しい便利なビジネス形態を実現することを指しており、自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

#### イ 本市の現状

令和2年度に国が「自治体DX推進計画」を策定したことを契機に、本市は、急速なデジタル技術の進展や社会環境の変化に適切に対応し、ICTを活用した行政サービスの向上や業務効率化を進めるため、「旭川市デジタル化推進方針」を令和3年8月に策定し、国が示す自治体DX推進計画等を踏まえ、ICTを活用しデジタル化を着実に進めることとしました。

また、令和4年度にはCDO（最高デジタル責任者）を設置し、専門的知見に基づく助言や課題解決策の提示によりDXの機運醸成及びICTツールを活用した業務改善や、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化など、DXの取組を重点的に進めています。

#### ウ 推進の基本的な考え方

各基本政策について、セキュリティを確保しながら適宜デジタル技術の導入、活用を推進し、その状況に応じて更に業務や庁内組織体制を柔軟に見直しを図ることで、効率的、効果的に市民サービスの向上を目指すほか、企業や地域におけるデジタル技術の導入、活用について効果的な支援に取り組み、地元企業の競争力や生産性の向上、地域活動の活性化などにつなげます。

また、デジタル情報を的確に管理・運用する人材、更にはDXに伴う変革に強い人材の確保、育成などを官民連携で推進します。

### (3) 視点2：GX（グリーントランスフォーメーション）

#### ア GXとは

経済産業省では、GX（Green Transformation）を「2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革」と定義しています。

GXは、気候変動問題への対応に加え、ロシアによるウクライナ侵略以降、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時実現することを目指す考え方であり、カーボンニュートラルを含む環境問題の解決と経済成長を実現するための社会変革までがその意味に含まれています。

#### イ 本市の現状

本市では、令和3年10月に「ゼロカーボンシティ旭川」を目指すことを表明し、令和5年度以降順次、省エネルギー化と維持管理費の低減を図るため、市内小学校45校、中学校26校（うち併置校3校）の照明器具のLED化を行う予定であるほか、旭山動物園内で剪定した樹木の枝や伐採した木、市内の休耕地で栽培された植物を原料としたペレット（木質燃料）を製造し、園内の暖房に活用する二酸化炭素の排出量を減らす取組を進めています。

また、地域木材の利用と住宅の省エネルギー化の促進を目的に、北海道の木材を使用した高性能住宅を新たに取得する費用の一部補助を実施しており、カーボンニュートラルを含む環境問題の解決と地域経済の発展の両立を目指し、現在、庁内関係部局や市内外の企業等との間で情報交換や協議等を進めています。

さらに、令和5年10月には、環境省が推進する、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」、通称「デコ活」に参加し、本市の取組も含め積極的に情報発信していくこととしています。

#### ウ 推進の基本的な考え方

各基本政策について、環境負荷の低減とGXに向けた社会変革に対応していきます。その際、DXとの連携を図り、市自らが率先してGXに取り組むことにより、市民や地元企業への波及を図るとともに、より効率的で効果的なサービスの提供を目指します。

また、こうした取組の推進に当たっては、地域内でのGX人材の育成・確保にも力を入れ、エネルギーの地産地消につなげるなど、GX先進都市を目指し、環境負荷の小さく、機能的な自治体を目指します。

#### (4) 視点3：デザイン思考

##### ア デザイン思考とは

デザインを生み出すときに用いられる、利用者の感じていることを聞き取り、理解を深めた上で、課題や問題を定義し、その背後にあるニーズを明らかにして多様なアイデアを出し、そのアイデアを基に試作品を作成し、実際に顧客や利用者にテストを行いながら試行錯誤を繰り返すことで、新たな製品やサービスを生み出し、課題解決につなげるという思考のプロセスを活用する、利用者の視点に立ち、ニーズと課題の本質を見極め、問題解決を目指した思考法のことです。

##### イ 本市の現状

本市は、令和5年度に外部人材を招へいし、本市の豊かな農畜産物や食などの地域資源の魅力を最大限に生かした、販路拡大、プロモーション、食産業や観光客の誘致など、食を中心に据えた地域産業の振興をデザイン思考で進める、「フードフォレスト旭川構想」を立ち上げています。

また、デザイン思考によって、多様化する地域課題を的確に捉え、市民サービスの向上を図るなど、市民ニーズによるまちづくりの取組を進めています。

さらに、令和5年4月に開学した旭川市立大学においては、新たな発想や考え方でよりよい社会や暮らしを創出するため、デザイン思考を用いて地域の課題をリサーチし、地域資源の価値向上や課題解決に向けた取組を実践的に学ぶ新学部の開設の準備など、未来のまちづくりをけん引できる人材の育成に係る取組を進めています。

##### ウ 推進の基本的な考え方

各基本政策について、職員は市民やサービス利用者等の視点に立つという基本を改めて認識し、市民等が抱える課題等を理解した上で、前例にとらわれることなく、本質的な課題を見極めて仮説を立て、必要に応じて実証事業などに取り組み、デジタル技術なども活用しながら、課題解決を目指します。

また、市民、利用者目線で課題を発見し、その解決に向けて挑戦する人材の育成を図ります。

## 4 SDGs（持続可能な開発目標）と総合計画の関係について

### (1) SDGsの趣旨・概要・国の動きについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年度に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、貧困や格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など先進国が取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）の目標とされているものであり、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、その実現に向けた取組が広がっています。

SDGsは、我が国においても、平成28年度に、SDGsの実施に当たっての「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」が策定されており、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」というビジョンのもと、8つの優先課題と「子供の貧困対策の推進」、「高等教育の充実」、「コンパクト+ネットワークの推進」など、SDGsを達成するための具体的施策を推進することとしています。また、同方針において、SDGsを全国的に実施するためには、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励することとしています。



## (2) 第8次旭川市総合計画におけるSDGsの考え方

本市においても、子どもの貧困対策や環境・エネルギー政策、持続可能な都市づくりなど、総合計画のもとでSDGsの要素を推進しているところであり、SDGsと総合計画の関係を「見える化」し、総合計画に基づく各基本政策が世界の課題解決に向けた目標の達成に繋がっていることを共有します。


## (3) SDGsの17の目標と第8次旭川市総合計画の関係

持続可能な開発目標 (SDGs) 17の目標	第8次総合計画	
	基本政策（関連する主なもの）	SDGsと関連する主な施策の内容（抜粋）
 目標1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関わる経済的支援を進める。(施策1)</li> <li>身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図る。さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備、子どもの貧困への対策など、社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境づくりを進める。(施策2)</li> </ul>
	3 互いに支え合う福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者、生活困窮者等にとって必要な生活支援をはじめ、様々な福祉分野の情報を分かりやすく提供(施策1)</li> </ul>
	4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の機会均等を図るため、就学助成、給付型奨学金の支給など保護者の経済的な負担を軽減(施策2)</li> </ul>
 目標2. 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の健康づくりへの意識の向上や健康・医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用できる環境の充実を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践、歩くことや地域活動を含む様々な社会活動への参加による活動量の増加や活動範囲の拡大、人との交流を通じた健康づくりを進める。市民一人一人の主体的な健康づくりについて、取組成果の可視化や情報発信の強化等、デジタル技術も活用しながら推進する。(施策1)</li> </ul>
	6 魅力と活力のある産業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な農畜産物とこれらを生かした食品など本市の地場産品が持つ魅力を高めるための取組を支援し、競争力を強化するとともに、国内外へのプロモーションを展開するなど、その魅力を広く発信し、販路の開拓・拡大のほか、ブランド力の強化を図り、事業者の所得向上につなげる。(施策1)</li> </ul>

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の健康づくりへの意識の向上や健康・医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用できる環境の充実を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践、歩くことや地域活動を含む様々な社会活動への参加による活動量の増加や活動範囲の拡大、人との交流を通じた健康づくりを進める。市民一人一人の主体的な健康づくりについて、取組成果の可視化や情報発信の強化等、デジタル技術も活用しながら推進する。特定健診やがん検診等の受診を促進するとともに、保健指導の充実を図る。これらを通じ、全ての市民の健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目指す。（施策1）</li> <li>市民の健康を守るため、質の高い医療を確保することをはじめ、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環境づくりを進める。（施策2）</li> <li>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の発生に備え、的確な医療提供体制を維持する。（施策2）</li> <li>安全な衛生環境を確保するため、基本的な知識の普及啓発をはじめ、関連施設への検査・指導や食品の安全性の確保、感染症への的確な対策などの健康危機管理体制の確立に努める。（施策3）</li> </ul>
		<p>3 互いに支え合う福祉の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供（施策1）</li> </ul>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い教育の推進のほか、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実（施策1）</li> </ul>
		<p>5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じて自らの知識や能力の向上、暮らしの充実を目指し、自発的な意思に基づいて自らを深めようとする学習活動を推進（施策1）</li> <li>アイヌ文化や郷土芸能など、これまで培われてきた地域文化の伝承・保存に努める。（施策2）</li> </ul>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別や年齢にかかわらず、誰もが一人一人の個性や能力を生かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等、課題解決に向けた取組を進める。（施策3）</li> </ul>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6. すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安全な水道水」を安定して供給するため、水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化（施策1）</li> </ul>



		9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と自然が共生した社会の形成を目指すためには、自然への理解を深め、多様な生命を尊重する市民意識の醸成が重要であることから、家庭や学校、地域などの様々な場面において、自然とのふれあいや体験を含めた環境学習の実施など、地域に根ざした取組を進めるとともに、自然環境の基礎的な調査や指導的役割を担う人材の育成に取り組む。(施策1)</li> <li>・ 生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環(施策2)</li> </ul>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	目標7. すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や事業者、行政などあらゆる主体の意識改革・行動変容を図り、国や北海道等との連携、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの強化、森林吸収源の最大限の活用など、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す取組を推進(施策3)</li> <li>・ 脱炭素を図るだけでなく、エネルギーの安定供給や経済成長を同時実現する。(施策3)</li> </ul>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	目標8. すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	6 魅力と活力のある産業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ものづくり産業の技術者や技能者、農業者など、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成、確保しながら、技術や技能を持つ人が本市に定着し、能力を発揮できる環境づくりを進める。(施策2)</li> <li>・ 若者をはじめ、女性やシニア世代、外国人、障害を持つ方、本市にU I Jターンを望む人などが、様々な分野において、適性に合った仕事ができる環境を整備するとともに、地域企業の経営強化や事業拡大、新規創業や企業の新分野への進出を促進するなど、雇用や経営に関する支援体制の充実(施策2)</li> </ul>
		7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客の減少する冬季に特化した施策を展開するとともに、本市の都市機能と自然を最大限に活用し、文化、スポーツ、自然、食、産業などを組み合わせた体験型観光の促進や、本市を拠点とした様々な広域観光を提案することにより、1年を通じた観光誘致に取り組み、圏域のブランド化を進め、いつ来ても、何度来ても楽しめる地域である「マウンテンシティリゾート」としての確立を推進(施策2)</li> <li>・ 将来にわたる持続可能な観光振興を図るため、自主的な財源確保策の検討を進める。(施策2)</li> </ul>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	目標9. 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	6 魅力と活力のある産業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道における良質な食材の集積地であることをはじめとする本市の特性や資源を活用した新たな産業の創出に取り組むなど、高等教育機関や研究機関などとも連携しながら、地域産業の活性化を図る。(施策1)</li> </ul>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	目標10. 国内および国家間の格差を是正する	3 互いに支え合う福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供(施策1)</li> </ul>

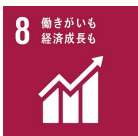








	<p>11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別や年齢にかかわらず、誰もが一人一人の個性や能力を生かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等、課題解決に向けた取組を進める。（施策3）</li> </ul>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>目標 1 1. 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	<p>5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実、文化芸術関連施設の機能の充実を図るなど、多様で個性豊かな北国らしい文化の振興を図る。（施策2）</li> <li>アイヌ文化や郷土芸能など、これまで培われてきた地域文化の伝承・保存に努めるとともに、それらの活用や魅力の発信等を進める。（施策2）</li> </ul>
	<p>7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生活の足として、また、本市を訪れる人々の移動手段として、公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実などに取り組み、まちの機能強化を図る。（施策1）</li> </ul>
	<p>8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害や事故などの危機に備えながら、コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、道路、公園など、社会資本の計画的かつ適切な保全やそれらを適正に管理する技術力を確保し、将来にわたり快適な市民生活を支える安定した都市機能を維持（施策1）</li> <li>市民・企業・行政（国・道・市）がお互いの役割分担を明確化し、協働を推進しながら、行政の支援を通じた自助・共助機能の強化や、雪対策に係る情報共有において情報媒体の多重化や発信方法の充実を図る。除排雪作業の担い手の確保・育成に向けた支援に取り組むとともに、ICTなどデジタル技術の活用による除排雪作業の効率化など、冬期の快適な生活を支える除排雪体制の充実強化を進める。（施策3）</li> </ul>
	<p>10 安心につながる安全な社会の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に即応できるインフラ整備・体制・機能の充実のほか、関係機関・団体等や広域による連携を強化するとともに、消防団の強化、自主防災組織の育成や地域と連携した災害時における要配慮者への支援の充実など、自助、共助、公助の視点から、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図る。また、必要な知識や技術を持つ人材の育成・確保に加え、即応体制の充実強化を図る。これらの取組は、ドローンやデジタル技術を活用して進める。（施策1）</li> </ul>

	<p>目標 1 2. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<p>9 環境負荷の低減と自然との共生の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみにおける生ごみや事業系ごみに含まれる古紙などの減量・資源化をはじめとした 3 R を着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組む。さらに、安全かつ安定的なごみ処理体制を維持するため、ごみ処理施設の整備・更新を推進する。(施策 2)</li> </ul>
	<p>目標 1 3. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>9 環境負荷の低減と自然との共生の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進める。(施策 1)</li> <li>市民や事業者、行政などあらゆる主体の意識改革・行動変容を図り、国や北海道等との連携、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの強化、森林吸収源の最大限の活用など、2050 年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す取組を推進(施策 3)</li> <li>脱炭素化を図るだけでなく、エネルギーの安定供給や経済成長の同時実現を目指す。(施策 3)</li> </ul>
	<p>目標 1 4. 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する</p>	<p>9 環境負荷の低減と自然との共生の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみにおける生ごみや事業系の紙ごみなどの減量・資源化を中心とした 3 R を着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組む。(施策 2)</li> <li>生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環(施策 2)</li> </ul>
	<p>目標 1 5. 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	<p>9 環境負荷の低減と自然との共生の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進める。(施策 1)</li> </ul>
	<p>目標 1 6. 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>	<p>1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れることができるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた情報提供を行うなど、関係機関との連携を強化しながら総合的な相談支援体制の充実を図る。(施策 1)</li> </ul>
		<p>4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめから子どもの生命と尊厳を守るため、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの未然防止やいじめの積極的な把握、情報の一元化による迅速かつ適切な対応、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添った早期解決に向け必要な支援、いじめを行った児童生徒とその保護者に対する再発防止に必要な支援等を行ういじめ防止対策を推進(施策 4)</li> </ul>

	10 安心につながる安全な社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民による自主防犯活動の推進をはじめ、特殊詐欺に関わる情報提供、暴力団の排除や悪質な客引き勧誘行為の防止に取り組むほか、悪質商法など消費に関わる情報提供や専門的な相談体制の充実により消費生活の安定と向上を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりを進める。(施策2)</li> </ul>
	11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が、その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進める。(施策1)</li> </ul>
	13 機能的で信頼される市役所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修をはじめ、成果を重視する人事評価制度の充実などを通じ、職員一人一人の使命感と能力を高めるとともに、社会情勢等の変化に的確に対応できる組織を構築し、新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成(施策1)</li> <li>災害、事故その他の危機に備えた意識や対応力を高め、国や北海道、関係機関との連携の下、危機管理体制の強化を図る。(施策1)</li> <li>法令を遵守し、適正な事務を執行することはもとより、デジタル技術なども活用し、市民が分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供や地域のまちづくり活動を支援する支所機能の強化を図る。(施策1)</li> <li>個人情報保護等を徹底しながら、情報公開制度の適正な運用をはじめ、ICTの活用により事務効率の改善や利便性の向上を図るほか、オープンデータの取組を推進するなど市民との協働の視点に立った情報の共有を進める。(施策1)</li> </ul>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が、その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進める。(施策1)</li> <li>市民と行政の互いの理解や信頼を深めるため、多様な媒体を通じた戦略的な広報活動を展開するとともに、シティプロモーションの更なる推進や情報発信の強化を図り、市民、そして国内外に向けて必要な情報を分かりやすく効果的に提供(施策4)</li> <li>多様な市民意見を市政に反映するため、様々な手法を取り入れた広聴活動を展開するとともに、幅広い世代の市民の視点に立った多様な市民参加を推進(施策4)</li> </ul>

(4) 第8次旭川市総合計画基本政策別のSDGs目標 (3の入替え)

総合計画基本政策	SDGsにおける17の目標と169のターゲットにおける主な関連要素			
	SDGs目標	169ターゲットにおける総合計画との主な関連要素	SDGs目標	169ターゲットにおける総合計画との主な関連要素
1 子育てに希望を持ち, 子どもの成長を支える環境づくり	 <p>1 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども含むすべての貧困状態の割合低下</li> </ul>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する虐待などを撲滅</li> </ul>
2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養不良の解消など</li> </ul>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い基礎的な保健サービス</li> <li>感染症への対処など</li> </ul>
3 互いに支え合う福祉の推進	 <p>1 貧困をなくそう</p>  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困層及び脆弱層に対し十分な保護</li> <li>年齢, 性別, 障害, 人種などに関わりなくすべての人々の平等を促進</li> </ul>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健及び福祉を促進</li> </ul>
4 次代の担い手が, 生き生きと学ぶ教育の推進	 <p>1 貧困をなくそう</p>  <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども含むすべての貧困状態の割合低下</li> <li>子どもに対する虐待, 搾取, 取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問の撲滅</li> </ul>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者や脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるなど</li> </ul>
5 スポーツや文化に親しみ, 学びを深める環境づくり	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化の多様性への理解の教育など</li> </ul>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化</li> </ul>
6 魅力と活力のある産業の展開	 <p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の高付加価値化などを通じて, 農業者の農業生産性及び所得向上</li> <li>科学研究を促進し, 技術能力を向上</li> </ul>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業支援などを通じて中小企業の設立や成長を奨励</li> <li>障害者などを含むすべての労働者の働きがいのある人間らしい仕事の確保など</li> </ul>

7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用創出，地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての人々が安全かつ安価で容易に利用できる持続可能な公共交通の確保</li> </ul>
8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水利用の効率改善，淡水の持続可能な採取及び供給を確保</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な都市化と，居住に関する計画・管理の能力を強化</li> </ul>
9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて人々が適切かつ平等な下水施設・衛生施設にアクセスできるようにするなど</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生防止，再生利用及び再利用により，廃棄物の発生を削減</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋ごみや富栄養化，陸上活動による汚染など，あらゆる種類の海洋汚染を防止し，削減</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの利用割合の拡大</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の緩和，適応，影響軽減及び早期警戒に関する教育，啓発など</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性を含む生態系の保全</li> <li>・外来種の侵入防止など</li> </ul>
10 安心につながる安全な社会の形成	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困層などの保護に焦点をあてながら，災害による被災者数の削減など</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる場所において，すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を減少</li> </ul>
11 市民，地域，行政が結び付き，心が通い合う環境づくり	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃</li> <li>・女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応的，包摂的，参加型及び代表的な意思決定を確保</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別などにかかわらず，すべての人々の能力強化，社会的，経済的，政治的な包含を推進</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な官民，市民社会のパートナーシップを奨励・推進</li> </ul>
12 広域連携によるまちづくり	※広域連携の取組に関連する1～17の目標	
13 機能的で信頼される市役所づくり	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展など</li> </ul>	

# 資料編

## 1 成果指標一覧

### 基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
合計特殊出生率 (本市が子どもを生み育てやすい環境にあるかを計ります)	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	旭川市 1.31 (H30) 全国 1.42 (H30)	全国値	旭川市 1.14 (R4) 全国 1.26 (R4)	全国値	↗	○「合計特殊出生率」、「年少人口割合」が依然として全国平均に及ばないながらも、その差が縮小していることから、引き続き仕事と子育ての両立支援のほか、子育て世帯の経済的負担軽減や相談体制の充実など、ライフステージや子育てステージにあわせた切れ目のない支援を継続的かつ総合的に実施していく必要がある。 ○「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」が上昇から下降に転じているが、これは、コロナ禍に加え、子どもが被害者となる痛ましい事件の発生やいじめの重大事態が起きたことのほか、子育て支援等について市民に訴求する目立った取組がなかったことが一因と考えられる。	全国値	(変更なし)
年少人口割合 (子どもが生まれ育ち、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります)	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	旭川市 10.9% (R1) 全国 12.2% (R1)	全国値	旭川市 10.4% (R4) 全国 11.8% (R4)	全国値	↘		全国値	(変更なし)
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (地域において次世代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	59.9% (R1)	60%	54.0% (R5)	65%	↘		70%	(変更なし)

### 基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
健康寿命 (日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる期間が伸びているかを計ります)	(健康寿命) 男性:78.59歳 女性:82.90歳 (H25) (平均寿命) 男性:80.03歳 女性:86.03歳 (H25)	(健康寿命) 男性:79.32歳 女性:83.75歳 (H29) (平均寿命) 男性:80.70歳 女性:86.65歳 (H29)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	(健康寿命) 男性:79.77歳 女性:83.97歳 (R3) (平均寿命) 男性:80.95歳 女性:86.51歳 (R3)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	男性:達成 女性:達成	○「健康寿命」の延伸には、引き続き健診(検診)の受診率の向上や健康づくりの取組を推進していく必要があり、医療費及び介護費抑制の視点からも、今後も疾病予防・重症化予防のために特定健診受診率の向上を図り、併せて保健指導等の実施を行う必要がある。 ○「特定健診受診率」は向上しているものの目標を達成していない。 ○生活習慣病の発症や重症化を予防するためには、健診(検診)の受診率向上とともに、市民が主体的に健康づくりに取り組むための環境整備と情報提供を強化する必要がある。	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	(変更なし)
生活習慣病の年齢調整死亡率(人口10万対) (市民の健康への意識が高まり、生活習慣病の予防、早期発見、治療が進んでいるかを計ります)	悪性新生物(75歳未満) 男:107.1 女:57.0 虚血性心疾患 男:44.6 女:16.2 脳血管疾患 男:39.8 女:18.2 (H26)	悪性新生物(75歳未満) 男:90.3 女:64.5 虚血性心疾患 男:43.4 女:19.4 脳血管疾患 男:37.2 女:20.1 (H30)	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6	悪性新生物(75歳未満) 男:97.4 女:66.5 虚血性心疾患 男:42.8 女:12.5 脳血管疾患 男:39.7 女:16.0 (R3)	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6	悪性新生物(75歳未満) 男:↗ 女:↘ 虚血性心疾患 男:↗ 女:達成 脳血管疾患 男:↗ 女:達成		悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6	(変更なし)
特定健診受診率 (健康保持や疾病予防のための受診状況を計ります)	21.8% (H26)	24.9% (H30)	38%	29.8% (R4)	50%	↗		50%	旭川市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画に基づく値を目標とする。

### 基本政策3 互いに支え合う福祉の推進

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合  (互いの支え合いの中で安心して暮らすことのできる環境にあるかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	43.5% (H27)	42.9% (R1)	49%	41.7% (R3)	54.5%	↘	○「障害者の雇用率」が法定雇用率を達成していることなどから、障がい者の社会参加や就労の支援に係る取組などの成果が見られるが、一方で、「前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合」の増加や、コロナ禍の影響からか、「互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合」が減少していることから、現計画の施策を基本に目標達成に向けた取組を充実させる必要がある。	60%	(変更なし)
障害者の雇用率  (障害者の社会参加が進んでいるかを計ります)	2.07% (H26)	2.19% (H30)	法定雇用率 以上	2.39% (R4)	法定雇用率 以上	達成		法定雇用率 以上	(変更なし)
前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合  (介護予防等の効果を、前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている人の割合で計ります)	3.41% (H26)	3.26% (H30)	3.41% 以下	3.63% (R4)	3.34% 以下	↘		3.34% 以下	(変更なし)

### 基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合(再掲)  (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	55.5% (H27)	59.9% (R1)	60%	54.0% (R5)	65%	↘	○「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」、「子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合」がともに上昇から低下に転じているが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響による教育環境への不安や、子どもが被害者となる痛ましい事件の発生やいじめの重大事態が起きたことのほか、子育て支援等について市民に訴求する目立った取組がなかったことなどが原因と考えられることから、現在の施策における各取組を進める中で生じた課題への対応に加え、取組の発展・充実について検討する必要がある。	70%	(変更なし)
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合  (児童生徒等の教育環境(学校施設や指導体制など)の充実が図られているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	31.6% (H27)	34.2% (R1)	35%	27.3% (R5)	38.5%	↘		42%	旭川市民アンケート調査の結果に関する指標であり、第1期と第3期の中間値を目標とする。

#### 【第2期目標値の達成状況】(令和5年1月21日現在)

- 達成状況は、成果指標として掲げた指標について、直近の実績値を次のとおり示している。

「達成」：達成…目標値(令和5年度)以上に達したもの

「↗」：向上……計画策定時の基準値から向上したが、目標値(令和5年度)に達していないもの

「↘」：低下……計画策定時の基準値と同じ、又は低下したものの



## 基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数  (地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を計ります)	838人 (H27)	780人 (R1)	892人	565人 (R5)	892人	↓	○「学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数」, 「趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合」, 「文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合」が減少し, 「スポーツ実施率」が目標値を大きく下回っているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限や施設利用の休止等の影響が一因と考えられることから、引き続き現計画の施策を継続させながら、幅広い世代の市民が主体的に学ぶための情報や機会の充実を図るとともに、社会教育施設やスポーツ施設等がより多くの市民に利用されるための取組を進める必要がある。	1,000人	(変更なし)
趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合  (趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会及び環境の充実度合いを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	26.7% (H27)	25.5% (R1)	30%	24.7% (R5)	33.5%	↓		37%	(変更なし)
文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合  (文化芸術に触れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	32.0% (H27)	29.3% (R1)	35%	27.1% (R5)	38.5%	↓		42%	(変更なし)
スポーツ実施率  (市民がスポーツに取り組んでいるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	27.6% (H27)	28.6% (R1)	35%	31.0% (R5)	42.5%	↑		50%	(変更なし)

## 基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
一人当たりの市民所得  (経済活動により、市民生活が経済的に豊かになっているかを計ります)	旭川市 2,362千円 (H23) 全道 2,456千円 (H23)	旭川市 2,601千円 (H28) 全道 2,693千円 (H28)	一人当たりの 道民所得	旭川市 2,754千円 (R1) 全道 2,832千円 (R1)	一人当たりの 道民所得	↑	○「一人当たりの市民所得」, 「製造品出荷額等」, 「農業生産額」が目標値を下回っており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域企業への支援や、人口減少や生産者の高齢化による農業生産額の落ち込みなどの課題があることから、引き続き人材の育成・確保、ブランド力の向上や生産性の向上など、これまでの施策を基本に目標達成に向け取組を充実させる必要がある。	一人当たりの 道民所得	(変更なし)
製造品出荷額等  (地場産品の競争力が向上し、国内外で広く販売されているかを計ります)	1,837億円 (H25)	2,156億円 (H29)	1,890億円	2,161億円 (R2)	2,213億円	↑		2,264億円	(変更なし)
有効求人倍率  (地域の雇用が創出されているかを計ります)	旭川市 0.85倍 (H26) 全道 0.86倍 (H26)	旭川市 1.17倍 (H30) 全道 1.17倍 (H30)	全道値	旭川市 1.10倍 (R4) 全道 1.10倍 (R4)	全道値	達成		全道値	(変更なし)
農業生産額  (農業の生産性が向上しているかを計ります)	146億円 (H26)	124億円 (H30)	147億円	142億円 (R4)	147億円	↓		149億円	(変更なし)

## 基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思う市民の割合  (まちに賑わいや活気があるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	21.7% (H27)	20.2% (R1)	25%	20.2% (R5)	28.5%	↓	○新型コロナウイルス感染症によるイベントの中止・縮小、施設利用の停止又は外出自粛などの影響により、まち全体の新たな人の流れと賑わいを計る全ての指標が減少しているが、新型コロナウイルスの感染拡大からの回復を見据え、現計画の施策を継続・充実させ、中心市街地の活性化や公共交通の利用促進、旭川空港の利用拡大、移住の促進等を図り、賑わいの創出や多様な交流を推進していく必要がある。	32%	(変更なし)
中心部の歩行者数  (中心部に賑わいがあるかを計ります)	130,407人 (H27)	117,635人 (H29)	136,000人	113,332人 (R5)	136,000人	↓		145,000人	(変更なし)
高速交通利用者数  (市外との交流が活発になっているかを計ります)	687.9万人 (H25)	696.2万人 (H29)	695万人	462.5万人 (R3)	700万人	↓		675万人	コロナ禍を経て利用者が激減していることから、令和元年度実績値を目標とする。
観光客宿泊延数  (国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります)	74.4万泊 (H26)	108.3万泊 (H30)	100万泊	67.3万泊 (R4)	130万泊	↓		122万泊	新型コロナウイルス感染症等を踏まえ、令和5年4月に改定された観光基本方針の成果指標を目標とする。

## 基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合  (快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	38.6% (H27)	39.4% (R1)	42%	40.6% (R5)	45.5%	↗	○生活環境や都市景観に対する市民の印象は横ばい又は微増であるが、今後も大雨や大雪といった自然災害への対応強化、人口減少などによる空き家対策などの課題があることから、除排雪体制の確保や道路・河川の計画的な整備、空き家問題に対応するための関係機関との連携や法体制の整備など、現計画の施策を基本に目標達成に向けた取組を推進することが必要である。 ○公害監視体制の充実が図られていることや、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい環境基準の達成項目数が増加していることから、現在の取組を継続することが必要である。	49%	(変更なし)
心地良い景観だと感じている市民の割合  (川や緑など自然と調和した本市の特徴的な景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	37.4% (H27)	36.2% (R1)	42%	39.7% (R5)	46%	↗		50%	(変更なし)
環境基準達成度  (快適で健康に暮らせる生活環境が保たれているかを計ります)	11/14 項目 (H26)	13/14 項目 (H30)	14/14 項目	13/14 項目 (R4)	14/14 項目	↗		14/14 項目	(変更なし)

## 基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
ごみ総排出量 (廃棄物の発生・排出抑制が進んでいるかを計ります)	118,548t (H26)	117,227 t (H30)	112,800t	111,187 t (R4)	109,000t	↗	○「ごみの総排出量」は減少しているが、「温室効果ガス排出量」が増加しており、上昇している温室効果ガス排出量を削減するためにも、現計画の施策を継続し、市民はもとより事業者に対して環境や省エネに関する意識啓発を進めることに加え、具体的な取組の強化が必要である。	100,000t	(変更なし)
温室効果ガス排出量 (環境負荷の低減が進んでいるかを計ります)	2,695 千t-CO2 (H23)	3,406 千t-CO2 (H27)	2,525 千t-CO2	3,099 千t-CO2 (R1)	2,376 千t-CO2	↘		2,193 千t-CO2	(変更なし)
緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合 (恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	59.0% (H27)	57.9% (R1)	62%	59.4% (R5)	65.5%	↗		69%	(変更なし)

## 基本政策 10 安心につながる安全な社会の形成

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合 (安全・安心なまちに向けた取組が進んでいるかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	61.5% (H27)	67.9% (R1)	58%	66.6% (R5)	54.5%	↘	○市内の交通事故発生件数や犯罪発生件数の減少などにより、「市民の人的災害り災率」は、減少傾向にあり、目標を達成しているが、「災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合」は、なお高い割合で推移していることから、関係機関・団体や地域等と連携した交通事故防止対策・防犯対策を継続するとともに、防災・防犯対策の更なる充実と市民に向けた効果的な情報発信に取り組む必要がある。	51%	(変更なし)
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合 (市の防災体制が整っているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	13.9% (H27)	15.8% (R1)	20%	15.8% (R5)	20%	↗		20%	(変更なし)
市民の人的災害り災率 (事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります)	1.36% (H26)	0.91% (H30)	1%未満	0.83% (R4)	1%未満	達成		1%未満	(変更なし)

## 基本政策 1 1 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
本市に愛着や親しみを感じている市民の割合  (市民が郷土を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	77.8% (H27)	76.7% (R1)	78%	77.4% (R5)	79%	↓	○「本市に愛着や親しみを感じている市民の割合」、「まちづくりに関心がある市民の割合」、「地域で主体的に活動している市民の割合」がいずれも減少しており、これは、新型コロナウイルスの感染拡大による活動の自粛や縮小の影響もその要因と考えられるが、核家族や単身高齢者世帯の増加による地域住民のつながりの希薄化や高齢化等による地域活動の担い手の減少といった元々の課題もあることから、今後についても、現計画の施策を継続し、地域の主体的な活動を支援するとともに、新たな取組を含め、本市への愛着がまちづくりへの関心や地域での主体的な活動につながるような環境づくりを推進する必要がある。	80%	(変更なし)
まちづくりに関心がある市民の割合  (市民が関心を持ってようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	73.0% (H27)	70.0% (R1)	75%	68.0% (R5)	77.5%	↓		80%	(変更なし)
地域で主体的に活動している市民の割合  (市民が主役となってまちづくりが進められているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	13.5% (H27)	13.4% (R1)	17%	8.8% (R5)	21%	↓		25%	(変更なし)
ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合  (男女が能力を発揮し、活躍できているかを市民の意識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	17.3% (H27)	22.0% (R1)	25%	16.8% (R5)	26.5%	↓		28%	(変更なし)

## 基本政策 1 2 広域連携によるまちづくり

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数  (日常生活において特に結び付きが強い旭川大雪圏域1市8町の連携が進んでいるかを計ります)	152 (H27)	154 (R1)	166	305 (R5)	166	達成	○定住自立圏構想に基づく事業展開等により、広域的な共通課題の解決などを図るために連携を進めることができているところであり、現在の施策の考え方を継続しながら、今後は、連携中枢都市圏形成により、北海道全体の活性化を目指して、取組を更に充実させていく必要がある。	325	令和4年に締結した連携協約に基づく取組数に変更するとともに、定住自立圏の取組数(実績値)の増加率から目標値を修正する。
北海道の自治体との連携による取組数  (北海道の自治体との連携が進んでいるかを計ります) ※旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数を除く。	26 (H27)	38 (R1)	28	40 (R4)	41	↑		46	(変更なし)

### 基本政策 1 3 機能的で信頼される市役所づくり

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2023)	第2期目標値 (R5) (2023)	第2期目標値の 達成状況	成果指標に基づく客観的評価	第3期目標値 (R9) (2027)	第3期目標値設定を 変更する場合、その理由
市役所に対して良い印象 を持っている市民の割合  (市民と市役所の信頼関係が 構築されているかを市民の意 識で計ります) 【旭川市民アンケート調査】	39.2% (H27)	37.1% (R1)	43%	35.6% (R5)	46.5%	↓	○実質公債費比率が上昇している ことから、本市は厳しい財政運 営を続けており、将来の財政需要 に対応できるよう、現在取り組ん でいる財政健全化をより一層進め る必要がある。 ○「市役所に対して良い印象を 持っている市民の割合」が低下し ていることから、引き続き組織体 制の強化や職員個人のコンプラ イアンス意識の向上などに取り組 み、信頼回復に努める必要があ る。	50%	(変更なし)
実質公債費比率  (市の借入金(地方債)の返 済額及びこれに準じる経費の 大きさを、計画的な財政運営 が行われているかを計りま す)	7.0% (H26)	7.8% (H30)	6.6%	8.5% (R4)	7.8%	↓		7.8%	(変更なし)
将来負担比率  (将来財政を圧迫する可能性 の度合いの大きさを、将来の 世代に過度に負担を先送りし ない財政運営が行われている かを計ります)	90.3% (H26)	89.5% (H30)	86.0%	82.0% (R4)	93.1%	↑		80.0%	収支見直しから将来負担 比率を算定して得られた 数値の平均値を目標値と する。

## 2 基本計画の見直しに係る主な経過

年 月	項 目	内 容
令和5年3月27日	旭川市総合計画審議会の設置	
令和5年7月13日	第8次旭川市総合計画進捗状況報告書の作成	
令和5年7月13日	第8次旭川市総合計画基本計画見直しの考え方の決定	
令和5年8月29日	第8次旭川市総合計画基本計画改定案の決定	
令和5年9月25日 ～10月26日	第8次旭川市総合計画基本計画改定案に対する意見提出手続（パブリックコメント）の実施	5件（4人）の意見
令和5年9月26日	旭川市総合計画審議会に第8次旭川市総合計画基本計画改定案を諮問	
令和5年10月1日 ～10月5日	第8次旭川市総合計画基本計画改定案に係る市民説明会の実施	市内5箇所（神楽公民館，北部住民センター，東旭川公民館，永山公民館，神居住民センター）で開催 合計10人参加
令和5年11月29日	旭川市総合計画審議会から第8次旭川市総合計画基本計画改定案について答申	
令和5年12月21日	第8次旭川市総合計画基本計画（改定版）の決定	

### 3 旭川市総合計画審議会

- 期 間 : 令和5年3月27日～令和5年11月29日
- 委 員 : 22人
- 会 長 : 中 川 初 恵
- 副会長 : 中 村 幸 彦                      職務代理者 : 塩 川 幸 子

委員名	所属等
岡 田 みゆき	北海道教育大学旭川校 教授
小 野 直 子	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 理事
柏 葉 健 一	旭川商工会議所 常議員
片 岡 英 善	北海道上川総合振興局 地域創生部長
河 上 誠 (令和5年4月24日から)	北海道開発局旭川開発建設部 次長
木 曾 友 美	公募委員
熊 谷 久 美	旭川女性会議 事務局長
桑 野 紗耶加	公募委員
佐 竹 明 美	公益財団法人旭川市スポーツ協会 副会長
佐 竹 利 文	旭川工業高等専門学校 教授
佐 藤 祐 哉	公募委員
塩 川 幸 子	旭川医科大学 准教授
篠 田 法 孝	連合北海道旭川地区連合会 副会長
島 山 守 穂 (令和5年4月5日まで)	旭川市内農協連絡会議 会長
清 水 健 史	一般社団法人旭川青年会議所 理事長
高 橋 慶 久 (令和5年3月31日まで)	北海道開発局旭川開発建設部 次長 (河川・道路担当)
滝 山 義 之	一般社団法人旭川市医師会 会長
中 川 初 恵	旭川市立大学 准教授
中 村 幸 彦	旭川市市民委員会連絡協議会 副会長
仁 木 英 雄	旭川文化団体協議会 副会長
西 田 望 美	旭川市PTA連合会 副会長
畑 山 義 裕 (令和5年4月24日から)	旭川市内農協連絡会議 会長
古 田 真 之	公募委員
吉 見 季里子	公募委員

(50音順 敬称略)

## 会議開催の経過

### 1 令和4年度

開催日	会議内容等
第1回 令和5年3月27日	●委嘱状交付 ●会長、副会長の選出、職務代理者の指名

### 2 令和5年度

開催日	議題・会議内容
第1回 令和5年4月24日	●第8次旭川市総合計画基本計画見直しの考え方に係る意見聴取
第2回 令和5年5月26日	
第3回 令和5年9月26日	●第8次旭川市総合計画基本計画改定案に関する審議
第4回 令和5年10月10日	
第5回 令和5年11月6日	

## 諮問及び答申

### 1 第8次旭川市総合計画基本計画改定案諮問

旭政策第142号 令和5年9月26日
旭川市総合計画審議会 会長 中川初恵様
旭川市長 今津寛介
第8次旭川市総合計画基本計画改定案について
第8次旭川市総合計画基本計画改定案を別冊のとおりとりまとめましたので、旭川市総合計画審議会条例（昭和46年条例第45号）第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



## 2 第8次旭川市総合計画基本計画改定案答申

令和5年11月29日

旭川市長 今津寛介様

旭川市総合計画審議会  
会長 中川初恵

### 第8次旭川市総合計画基本計画改定案について（答申）

令和5年9月26日付け旭政策第142号において本審議会に諮問された第8次旭川市総合計画基本計画改定案について、第8次旭川市総合計画の策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえて慎重に審議した結果、同改定案については、おおむね妥当と認めます。

ただし、第8次旭川市総合計画基本計画の改定に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に生かされるとともに、改定後は、実効性のある計画の推進に努められるよう要望し、別紙の意見を付して答申します。

別紙

### 意 見

#### 1 基本計画全体について

- 成果指標の達成状況などを踏まえて実施した第8次旭川市総合計画の評価検証の結果をもとに、今後も引き続き、同計画の着実な推進が求められるとともに、その進捗や市民意見の反映状況等について、市民によりわかりやすい公表に努めるべきである。

#### 2 各基本政策について

##### (1) 基本目標1

###### ア 基本政策2

- 市民の健康づくりについては積極的な行動のほか、まちの活動に参加することで、健康状態の改善につながるといった記載の追加を検討する必要がある。
- 誰もが健康で、質の高い生活を過ごすことができる社会の実現に向けた記載の追加を検討する必要がある。
- 新型コロナウイルスに限定した記載について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、新たな感染症への備え、あるいは感染症全体への対応など表現方法を検討する必要がある。

##### (2) 基本目標2

###### ア 基本政策4

- デザイン思考に係る注釈について、「デザイン」という言葉自体に様々な捉え方があり、難しいことから、市民に分かりやすい表現方法を工夫する必要がある。
- 学校における働き方改革に関する記載については抽象的であり、教職員がより子どもたちと向き合うことができるよう教職員の負担軽減のほか、専門スタッフや外部人材の充実といった改革の内容を記載する必要がある。

##### (3) 基本目標3

###### ア 基本政策6

- 代表的な産業として、家具があげられているが、本市の産業が家具だけと捉えられないよう、また、

デザイン思考という言葉が出てきている中、「デザイン=家具のデザイン」といった限定的な捉え方にならないように表現方法を工夫する必要がある。

- 家具や農業以外の既存産業の維持発展に係る記載の追加を検討する必要がある。

#### (4) 基本目標 4

##### ア 基本政策 8

- 除排雪体制の充実強化において、除排雪人材の確保に係る記載の追加を検討する必要がある。

##### イ 基本政策 10

- 成果指標「災害や犯罪などに対して不安に感じている市民の割合」は、他地域で発生した大規模災害の影響を受けることも想定されることから、市の防災体制の充実と関連性がある指標の設定を検討すべきである。
- 災害時に要配慮者への支援が行き届く防災体制の整備等、要配慮者を孤立させないための地域との連携についての記載の追加などを検討する必要がある。

#### 3 「都市づくりの基本方策」について

- 中心市街地における居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進について、効果のひとつとして書かれている観光客の増加は別の施策で主に推進すべきであり、中心市街地は市民も観光客も集う場として位置付けるなど、表現方法を工夫する必要がある。
- 基本方策 2 において、農産物をはじめ地場産品の競争力を確保するためにも貨物輸送力の維持に関する記載の追加を検討する必要がある。

また、基本方策 2 の現状と課題において、福祉における労働力不足について触れられていることから、その方策においても福祉についての記載を検討する必要がある。